第３章

過労死等をめぐる調査・分析結果

過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）及び過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下「大綱」という。）には、国が取り組む重点対策として、過労死等の調査研究を行うことが明記されている。

また、大綱は平成 27（2015）年７月 24 日に策定され、平成 30（2018）年７月 24 日に変更されたところであるが、変更前の旧大綱においては、自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療の５業種等が調査研究の重点業種等とされ、見直し後の新たな大綱においては、建設業及びメディア業界の２業種が新たに追加されたところであり、現在、追加された２業種を含む７業種等を中心に調査・分析を行っている。

具体的には、過労死等の実態を多角的に把握するため、独立行政法人労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所に設置されている過労死等防止調査研究センター等において、平成 22（2010）年１月以降（国家公務員については平成 22 年４月以降）の過労死等に係る労災支給決定（認定）事案、公務災害認定事案等を順次収集し、分析を行っている。また、労働・社会分野の調査・分析として、厚生労働省の委託事業において、企業や労働者に対するアンケート調査も実施している。

平成 30 年度は、大綱において重点業種・職種として追加された建設業、メディア業界についての調査・分析（平成 27 年３月までの事案を対象）等を行うとともに、平成 27 年４月以降の労災支給決定（認定）された事案及び公務災害認定事案の分析を開始したところであり、その結果について本章で報告する。

なお、過労死等の調査研究全体の実施状況については、第４章２で報告する。

（過労死等の定義）

過労死等の定義は、過労死等防止対策推進法第２条に以下のとおり定義されている。

ア．業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡

イ．業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡

ウ．死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

過労死等の労災認定基準については、平成 13 年 12 月 12 日付け基発 1063 号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」[注1] 及び平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第１号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」[注2] に示されているところであるが、平易に示した図が第１図と第２図である。

注１）「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」の Web サイト：
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-11a.pdf

注２）「心理的負荷による精神障害の認定基準について」の Web サイト：
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf

第１図　脳・心臓疾患(注)の労災認定基準の概要

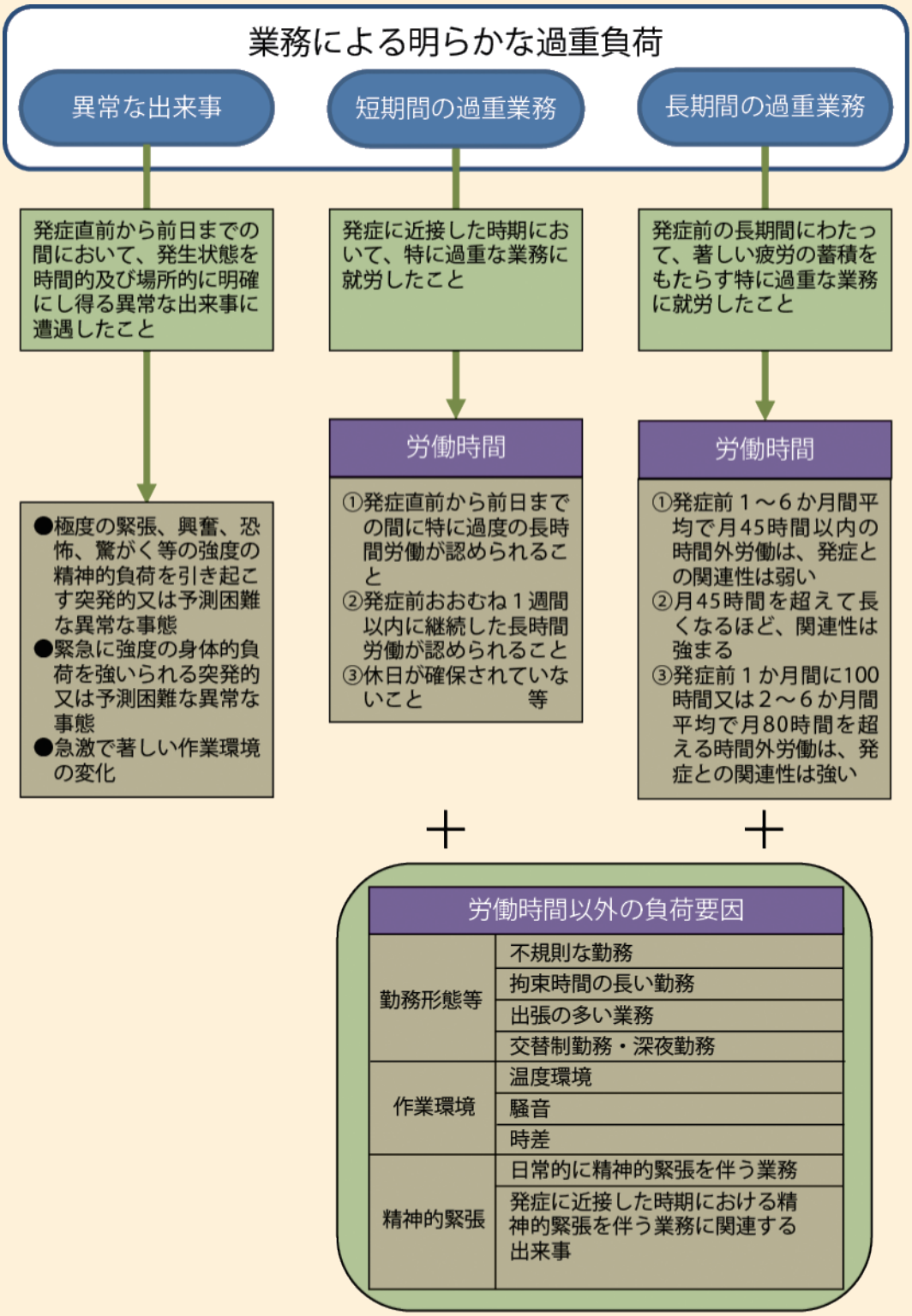

（資料出所）厚生労働省作成資料
（注）過労死等防止対策推進法第２条に定義づけられている過労死等のうち以下に該当するもの。
・業務における過重な負荷による脳血管疾患、心臓疾患を原因とする死亡
・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患

第２図　精神障害(注)の労災認定基準の概要

次のいずれの要件も満たすこと

（１）認定基準の対象となる精神障害を発病していること
（２）認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね６か月の間に、業務による強い心理的負荷（※）が認められること
（３）業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

（※）「強い心理的負荷」と認められる出来事の具体例

「特別な出来事」

➢強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた場合など、「心理的負荷が極度のもの」と認められた場合
➢発病直前の１か月に概ね160時間を超えるような、又はこれと同程度の（例えば３週間に概ね120時間以上の）時間外労働を行うなど、「極度の長時間労働」が認められた場合

「出来事」（＊）

➢自らの死を予感させる程度の事故等を体験した場合
➢業務に関連し、ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合
➢長時間労働がある場合、
①発病直前の２か月間連続して１か月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
②発病直前の３か月間連続して１か月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合

など

（＊）「出来事」については、その内容に基づき、心理的負荷の程度が「強」、「中」、「弱」のいずれかに評価され、また、複数の出来事がある場合には、その事案について全体評価が行われる。これにより心理的負荷が「強」と評価された場合に「業務による強い心理的負荷が認められる」との要件を満たす。

精神障害の発病についての考え方

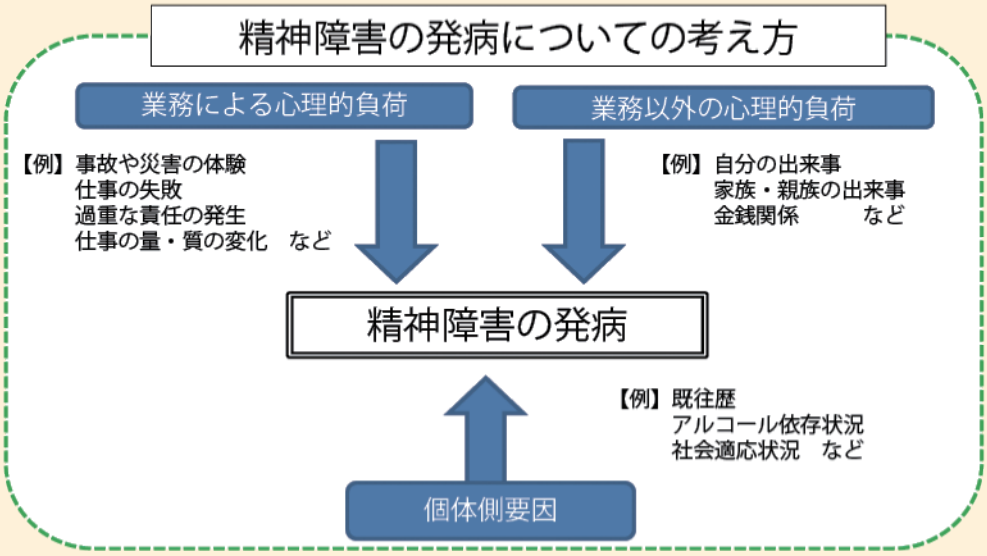

（資料出所）厚生労働省作成資料
（注）過労死等防止対策推進法第２条に定義づけられている過労死等のうち以下に該当するもの。
・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
・死亡には至らないが、これらの精神障害

（調査・分析の沿革（概要））

平成 27（2015）年度

- 労災支給決定（認定）された事案の事例収集及び分析
- 企業及び労働者に対するアンケート調査

平成 28（2016）年度

- 労災支給決定（認定）されなかった事案の収集及び分析
- 自動車運転従事者及び外食産業を対象とした、労災認定された事案の分析並びに企業及び労働者に対するアンケート調査
- 法人役員・自営業者を対象としたアンケート調査
- 一般職の国家公務員及び地方公務員の公務上の災害として認定された事案の事例収集及び分析

平成 29（2017）年度

- 自動車運転従事者及び外食産業を対象とした、労災支給決定（認定）された事案に関する長時間労働と関連すると考えられる業務等の追加分析
- 教職員、IT 産業及び医療を対象とした、労災支給決定（認定）された事案の分析並びに企業及び労働者に対するアンケート調査
- 一般職の国家公務員及び地方公務員の公務上の災害として認定されなかった事案の事例収集及び分析

平成 30（2018）年度

- 建設業及びメディア業界を対象とした、労災支給決定（認定）された事案の分析並びに企業及び労働者等に対するアンケート調査
- 労災支給決定（認定）された事案の追加収集及び分析
- 一般職の国家公務員及び地方公務員の公務上の災害として認定された事案の追加収集及び分析

1 重点業種・職種の調査・分析結果

(1) 建設業（労災支給決定（認定）事案の分析、労働・社会分野の調査）

ア 労災支給決定（認定）事案の分析結果

平成30（2018）年度に過労死等防止調査研究センターにおいて、平成22（2010）年1月から平成27（2015）年3月までに労災支給決定（認定）された労災復命書等の調査資料（全業種合計：脳・心臓疾患事案1,564件、精神障害事案2,000件）から、建設業[注3)]に関する事案（脳・心臓疾患事案162件、精神障害事案149件）を抽出して分析を行った。

脳・心臓疾患事案162件を職種別にみると、「技能労働者等」が64件（39.5%）で最も多く、次いで「現場監督、技術者等」が62件（38.3%）、「管理職、事務・営業職等」36件（22.2%）であった。

また、精神障害事案149件を職種別にみると、「技能労働者等」が62件（41.6%）で最も多く、次いで「現場監督、技術者等」が59件（39.6%）、「管理職、事務・営業職等」が28件（18.8%）であった。

さらに、男女別にみると、脳・心臓疾患事案162件では全てが男性であり、精神障害事案149件では138件（92.6%）が男性、11件（7.4%）が女性であった。（第1-1-1図）。

第1-1-1図 職種別にみた建設業の事案数の割合

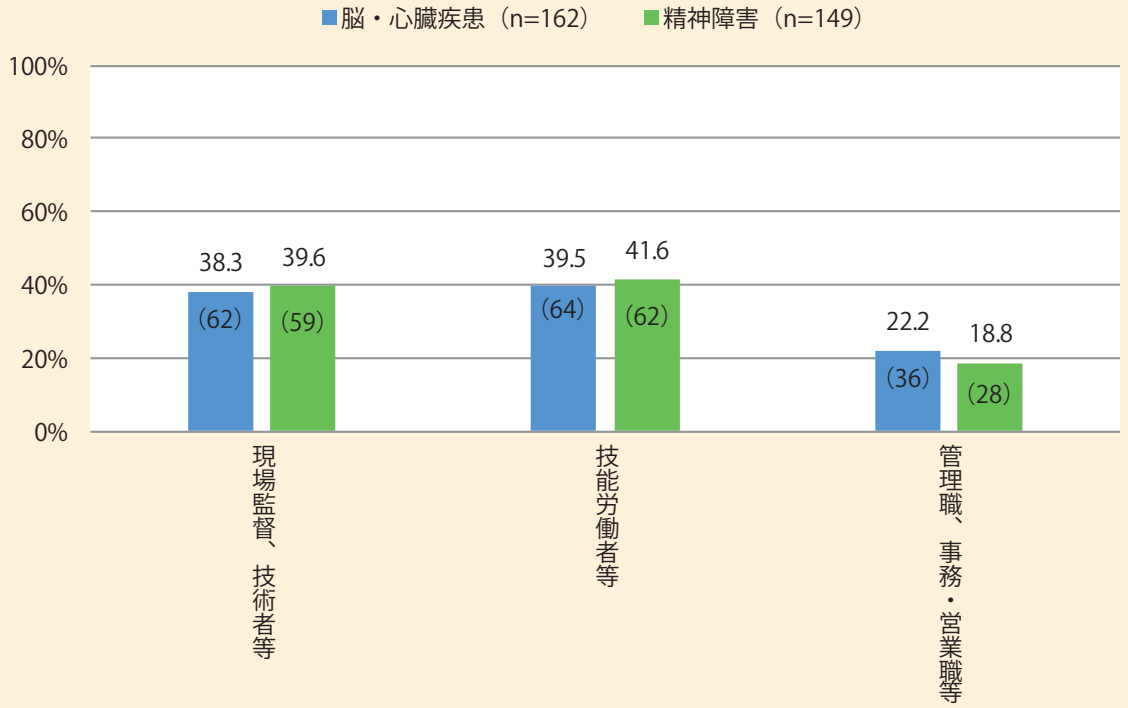

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成30年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

注3）日本標準産業分類（大分類）による

脳・心臓疾患事案を発症時の年齢階層別にみると、50 歳代が 54 件（33.3％）と最も多く、次いで 40 歳代が 46 件（28.4％）、60 歳代が 27 件（16.7％）と多かった。

また、職種・年齢階層別にみると、「現場監督、技術者等」62 件では 50 歳代が 21 件で最も多く、次いで 40 歳代が 18 件、30 歳代が 10 件であった。

「技能労働者等」64 件では 50 歳代が 18 件で最も多く、次いで 40 歳代が 17 件、60 歳代が 16 件であった。

「管理職、事務・営業職等」36 件では 50 歳代が 15 件で最も多く、次いで 40 歳代が 11 件、60 歳代が 5 件であった（第 1-1-2 図）。

第 1-1-2 図　職種・年齢階層別にみた建設業の脳・心臓疾患事案数

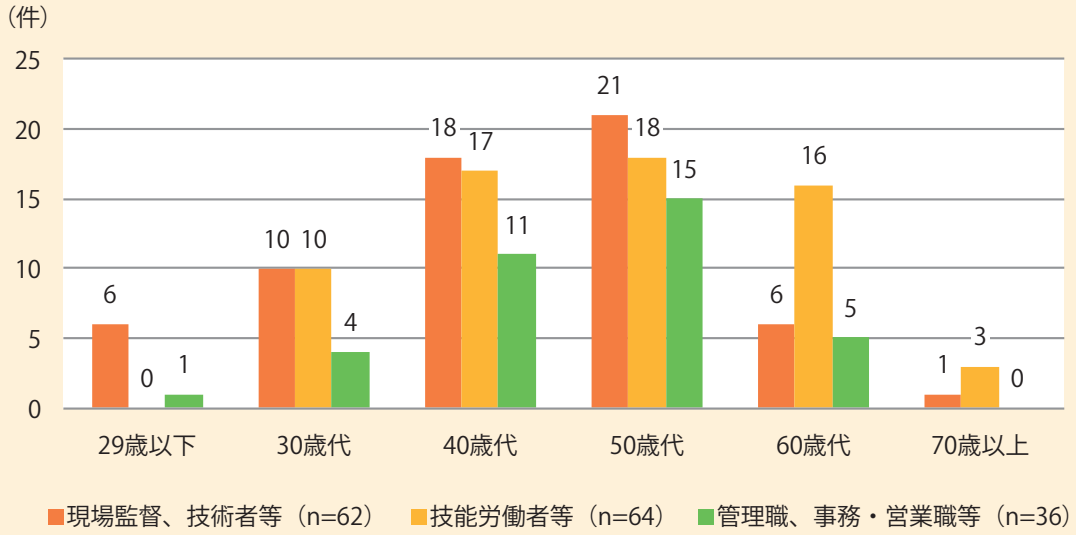

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

精神障害事案を発症時の年齢階層別にみると、40 歳代が 46 件（30.9％）と最も多く、次いで 30 歳代が 39 件（26.2％）、50 歳代が 34 件（22.8％）と多かった。

また、職種・年齢階層別にみると、「現場監督、技術者等」（59 件）では 40 歳代が 20 件で最も多く、次いで 30 歳代が 16 件、50 歳代が 15 件であった。

「技能労働者等」（62 件）では 40 歳代が 15 件で最も多く、次いで 30 歳代が 14 件、50 歳代が 12 件の順であった。

「管理職、事務・営業職等」（28 件）では 40 歳代が 11 件と最も多く、次いで 30 歳代が 9 件、50 歳代が 7 件であった（第 1-1-3 図）。

第 1-1-3 図　職種・年齢階層別にみた建設業の精神障害事案数

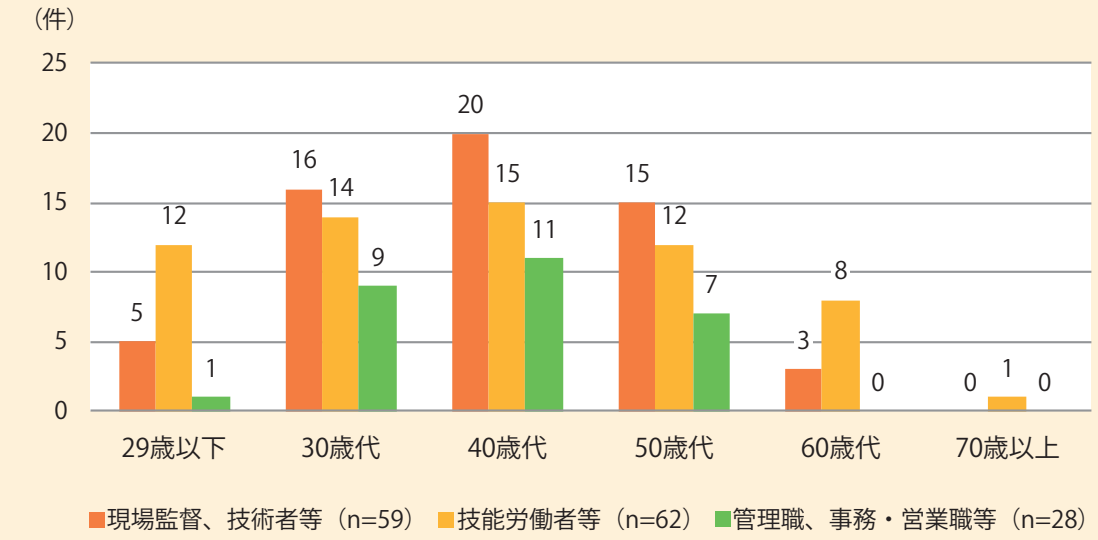

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

脳・心臓疾患事案 162 件を事業場規模別にみると、「10～49 人」が 70 件で最も多く、次いで「10 人未満」が 31 件、「100～499 人」が 16 件であった。

精神障害事案 149 件を事業規模別にみると、「10～49 人」が 55 件で最も多く、次いで「10 人未満」が 36 件、「100～499 人」が 19 件であった（第 1-1-4 図）。

第 1-1-4 図　事業場規模別にみた建設業の事案数

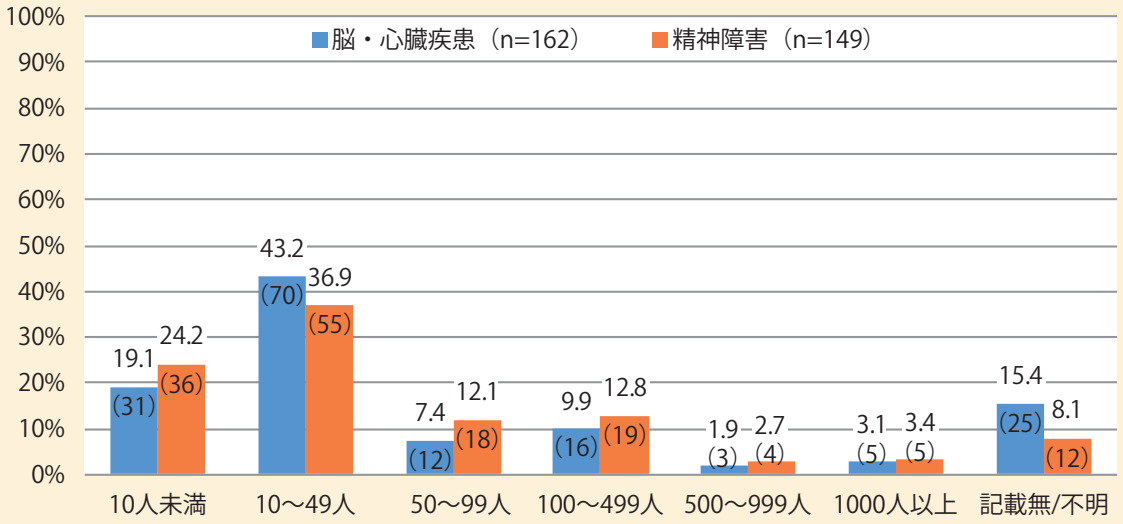

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

脳・心臓疾患事案を職種別・労災認定要因別にみると、「現場監督、技術者等」62 件では「長期間の過重業務」が 60 件と最も多く、次いで「異常な出来事」が 2 件であった。

「技能労働者等」64 件では「長期間の過重業務」が 47 件で最も多く、次いで「異常な出来事」が 10 件であった。

「管理職、事務・営業職等」36 件では「長期間の過重労働」が 35 件で最も多く、次いで「短期間の過重労働」が 1 件であった（第 1-1-5 図）。

第 1-1-5 図　職種別・労災認定要因別にみた建設業の脳・心臓疾患事案数

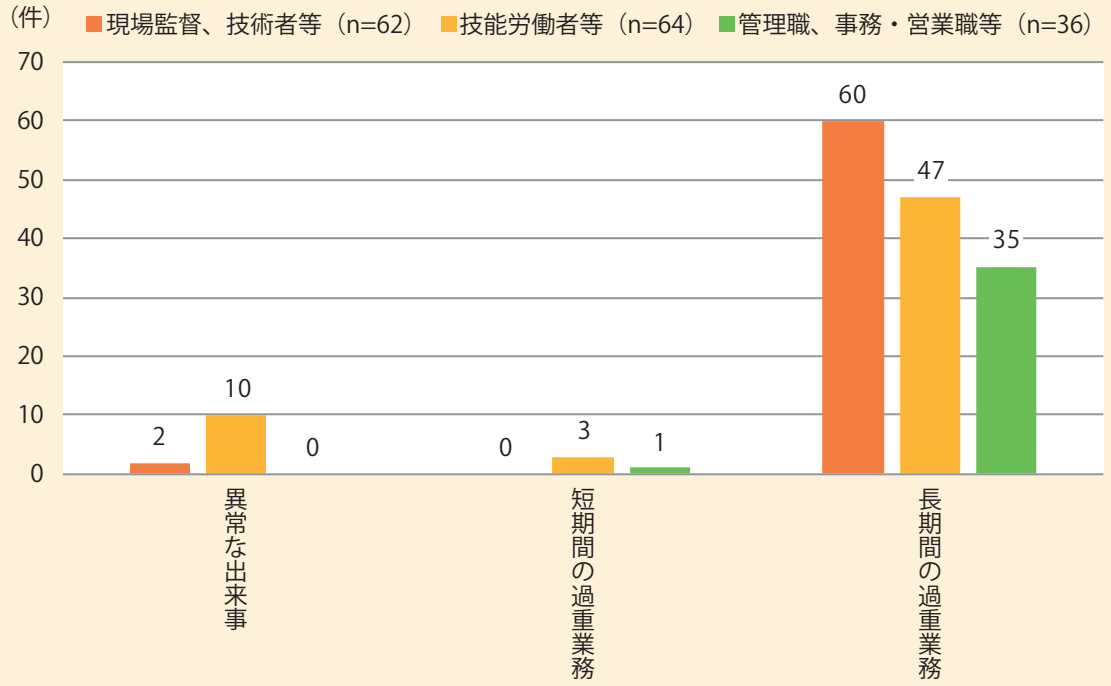

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

脳・心臓疾患事案を職種別・労働時間以外の負荷要因別にみると、「現場監督、技術者等」62 件では「拘束時間の長い勤務」が 9 件と最も多く、次いで「精神的緊張を伴う業務」が 7 件、「出張の多い業務」が 5 件であった。

「技能労働者等」64 件では「拘束時間の長い勤務」が 10 件で最も多く、次いで「精神的緊張を伴う業務」が 8 件、「作業環境」が 7 件であった。

「管理職、事務・営業職等」36 件では「精神的緊張を伴う業務」が 6 件で最も多く、次いで「出張の多い業務」が 3 件、「拘束時間の長い勤務」が 2 件であった（第 1-1-6 図）。

第 1-1-6 図 職種別・労働時間以外の負荷要因別にみた建設業の脳・心臓疾患事案数

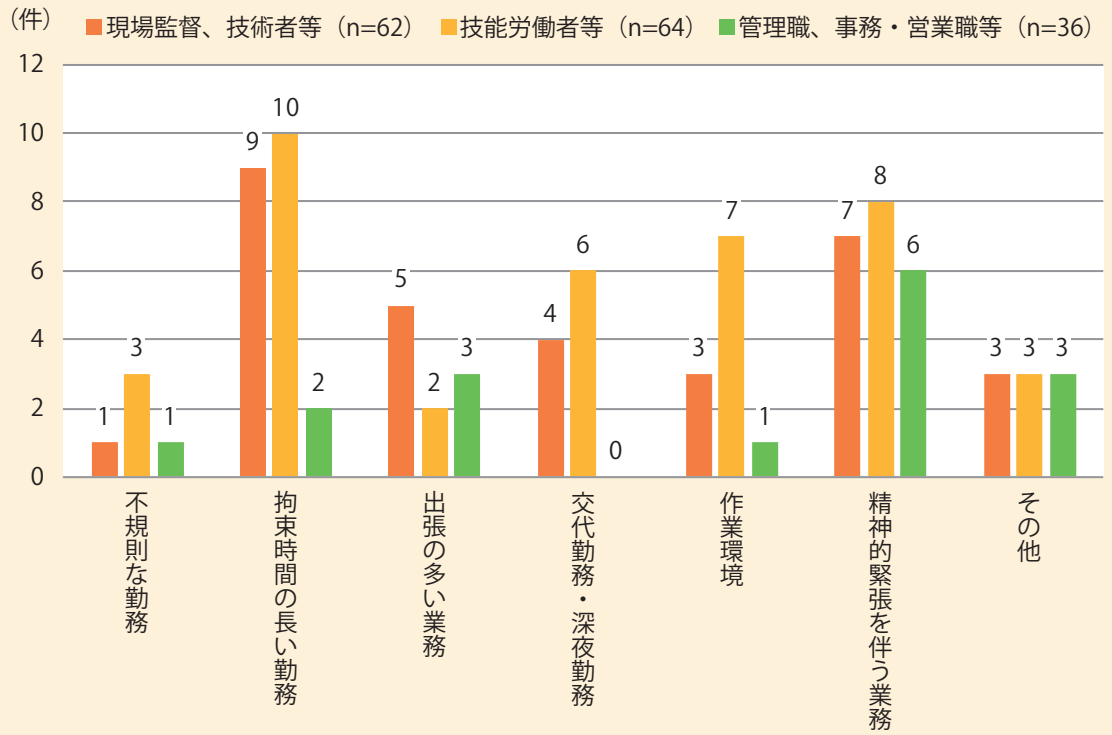

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

精神障害事案のうち、平成 23（2011）年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づいて認定された事案について、職種別・具体的出来事別にみると、「現場監督、技術者等」31 件では「仕事の量・質」が 24 件と最も多く、次いで「仕事の失敗、過重な責任等の発生」が 17 件、「対人関係」が 13 件であった。

「技能労働者等」42 件では「事故や災害の体験」が 29 件と最も多く、次いで「対人関係」が 10 件、「仕事の量・質」が 8 件であった。

「管理職、事務・営業職等」18 件では「仕事の量・質」が 9 件と最も多く、次いで「対人関係」が 7 件、「仕事の失敗、過重な責任等の発生」が 6 件であった（第 1-1-7 図）。

第 1-1-7 図　具体的出来事別にみた建設業の精神障害事案数

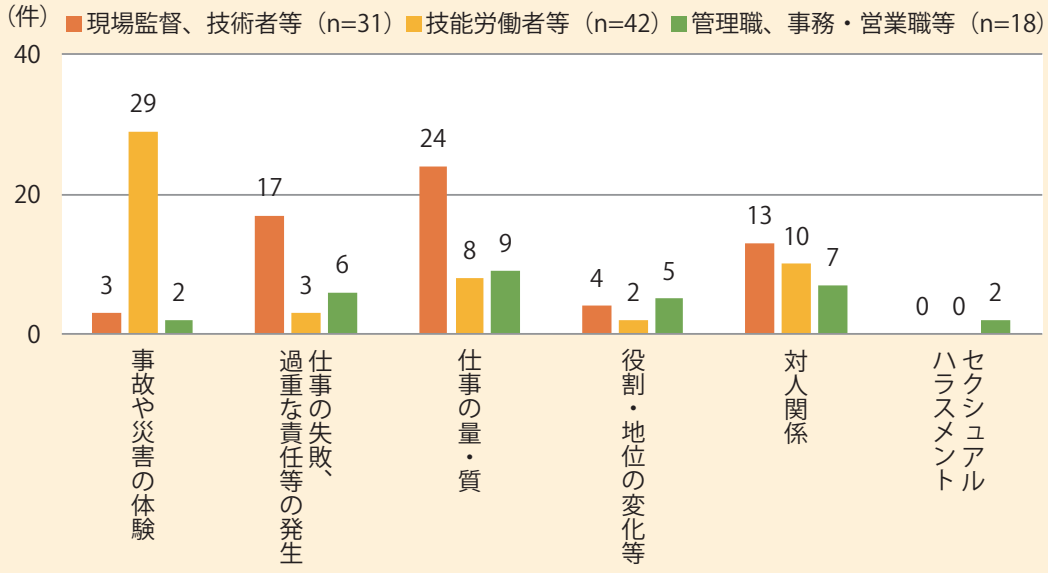

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計している。具体的出来事は複数該当している事例もある。

また、労災支給決定（認定）された全ての精神障害事案について、労災復命書等の調査資料の内容を精査・分析し、業務による出来事（精神障害の発症に関与したと考えられる業務によるストレス要因）を 27 に分類した。

その業務による出来事を職種別にみると、「現場監督、技術者等」59 件では「長時間労働」が 29 件と最も多く、次いで「仕事内容・量の大きな変化」が 21 件、「上司とのトラブル」が 10 件であった。

「技能労働者等」62 件では「労災事故の被害」が 32 件と最も多く、次いで「いやがらせ・いじめ・暴行」、「心理的負荷が極度」がそれぞれ 7 件であった。

「管理職、事務・営業職等」28 件では「長時間労働」が 8 件と最も多く、次いで「上司とのトラブル」が 6 件、「いやがらせ・いじめ・暴行」が 5 件であった（第 1-1-8 表）。

また、自殺（未遂を含む。）事案についてみると、「現場監督、技術者等」、「管理職、事務・営業職等」では「長時間労働」が多く、「技能労働者等」では、「職業病」が最も多かった（第 1-1-9 表）。

第 1-1-8 表 建設業における業務による出来事

	全職種［149 人］		現場監督、技術者等［59 人］		技能労働者等［62 人］		管理職、事務・営業職等［28 人］	
	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）
長時間労働	43	28.9	29	49.2	6	9.7	8	28.6
労災事故の被害	36	24.2	4	6.8	32	51.6	0	0.0
仕事内容・量の大きな変化	27	18.1	21	35.6	2	3.2	4	14.3
いやがらせ・いじめ・暴行	18	12.1	6	10.2	7	11.3	5	17.9
上司とのトラブル	18	12.1	10	16.9	2	3.2	6	21.4
2 週間以上の連続勤務	17	11.4	9	15.3	5	8.1	3	10.7
重大な仕事上のミス	13	8.7	7	11.9	2	3.2	4	14.3
極度の長時間労働	12	8.1	7	11.9	1	1.6	4	14.3
心理的負荷が極度	8	5.4	1	1.7	7	11.3	0	0.0
顧客・取引先からのクレーム	8	5.4	5	8.5	1	1.6	2	7.1
移動中の交通事故	7	4.7	1	1.7	4	6.5	2	7.1
通勤中の交通事故	6	4.0	1	1.7	4	6.5	1	3.6
職業病	6	4.0	0	0.0	6	9.7	0	0.0
会社で起きた事件・事故の責任	5	3.4	3	5.1	2	3.2	0	0.0
達成困難なノルマ	4	2.7	4	6.8	0	0.0	0	0.0
退職強要	4	2.7	1	1.7	0	0.0	3	10.7
セクシュアルハラスメント	4	2.7	1	1.7	0	0.0	3	10.7
ノルマの未達成	3	2.0	2	3.4	0	0.0	1	3.6
配置転換	3	2.0	1	1.7	1	1.6	1	3.6
労災事故の目撃	2	1.3	1	1.7	1	1.6	0	0.0
業務に関連した違法行為	2	1.3	1	1.7	0	0.0	1	3.6
脳・心臓疾患罹患	2	1.3	1	1.7	1	1.6	0	0.0
新規事業の担当	2	1.3	1	1.7	0	0.0	1	3.6
労災事故の加害	1	0.7	0	0.0	1	1.6	0	0.0
顧客・取引先からの無理注文	1	0.7	1	1.7	0	0.0	0	0.0
海外で新たな仕事	1	0.7	0	0.0	1	1.6	0	0.0
東日本大震災関連	1	0.7	1	1.7	0	0.0	0	0.0

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計している。業務によるストレス要因は複数該当している事例もある。

第 1-1-9 表　建設業における業務による出来事（自殺（未遂を含む。）事案）

	全職種［54 人］		現場監督、技術者等［30 人］		技能労働者等［12 人］		管理職、事務・営業職等［12 人］	
	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）
長時間労働	28	51.9	19	63.3	3	25.0	6	50.0
仕事内容・量の大きな変化	15	27.8	12	40.0	0	0.0	3	25.0
2 週間以上の連続勤務	10	18.5	7	23.3	1	8.3	2	16.7
重大な仕事上のミス	9	16.7	5	16.7	0	0.0	4	33.3
極度の長時間労働	9	16.7	5	16.7	0	0.0	4	33.3
上司とのトラブル	7	13.0	6	20.0	1	8.3	0	0.0
顧客・取引先からのクレーム	7	13.0	4	13.3	1	8.3	2	16.7
いやがらせ・いじめ・暴行	4	7.4	2	6.7	1	8.3	1	8.3
職業病	4	7.4	0	0.0	4	33.3	0	0.0
労災事故の被害	3	5.6	0	0.0	3	25.0	0	0.0
ノルマの未達成	3	5.6	2	6.7	0	0.0	1	8.3
配置転換	3	5.6	1	3.3	1	8.3	1	8.3
会社で起きた事件・事故の責任	2	3.7	2	6.7	0	0.0	0	0.0
達成困難なノルマ	2	3.7	2	6.7	0	0.0	0	0.0
心理的負荷が極度	1	1.9	0	0.0	1	8.3	0	0.0
通勤中の交通事故	1	1.9	0	0.0	1	8.3	0	0.0
業務に関連した違法行為	1	1.9	1	3.3	0	0.0	0	0.0
新規事業の担当	1	1.9	1	3.3	0	0.0	0	0.0
顧客・取引先からの無理注文	1	1.9	1	3.3	0	0.0	0	0.0
海外で新たな仕事	1	1.9	0	0.0	1	8.3	0	0.0
移動中の交通事故	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
退職強要	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
セクシュアルハラスメント	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
労災事故の目撃	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
脳・心臓疾患罹患	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
労災事故の加害	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
東日本大震災関連	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）1．建設業における精神障害の事案 149 件のうち、自殺（未遂を含む）の事案 54 件を対象
2．調査資料により特定できたものを集計している。対象業務によるストレス要因は複数該当している事例もある。

イ　アンケート調査結果

全国の建設業[注4]の企業 4,000 社（有効回答 1,106 件）、調査対象企業の労働者 34,458 人[注5]（有効回答 5,965 件）、調査対象企業の建設現場で働く一人親方 5,572 人[注5]（有効回答 184 件）を対象にアンケート調査を実施した。

（労働時間の把握）

企業調査結果によると、労働時間の把握について、「出勤簿等により確認」（技能労働者 47.8％、技術者 45.9％）が最も多く、次いで「タイムカード、IC カード等の記録を基に確認」（技能労働者 27.8％、技術者 32.2％）であった（第 1-1-10 図）。

第 1-1-10 図　労働時間の把握方法【常用労働者数別】（建設業・企業調査）

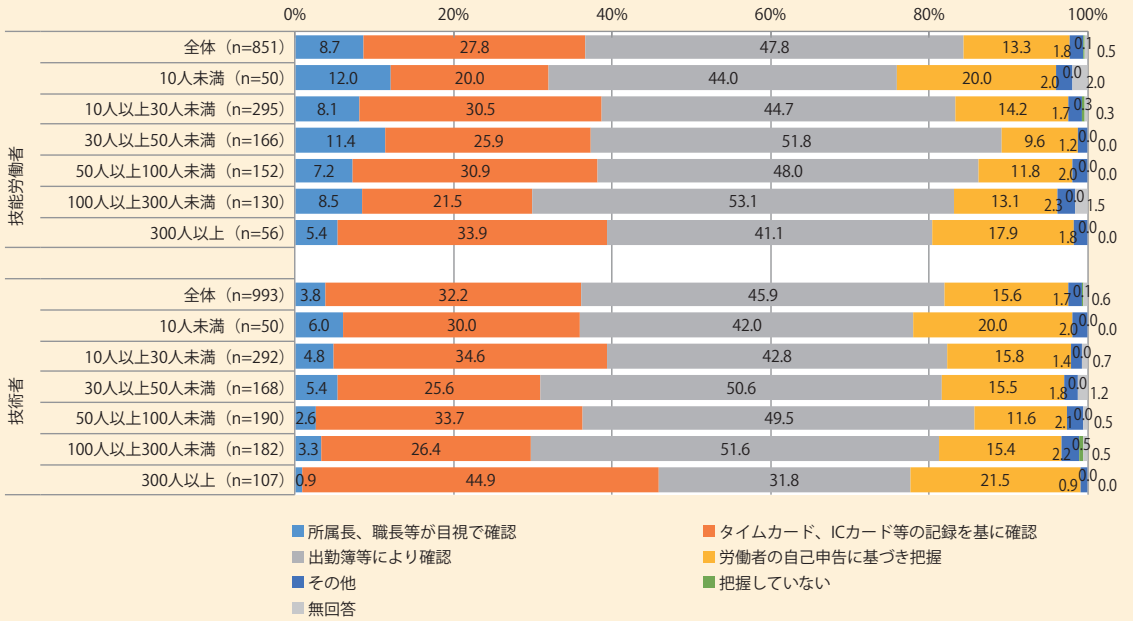

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

注4）日本標準産業分類（大分類）による
注5）労働者調査及び一人親方調査は、調査対象企業を通じて調査票を配布しており、労働者及び一人親方に対して実際に配布された総数は、これより少ない可能性がある。

労働者調査結果によると、労働時間の把握方法について、把握されている労働時間の正確性は、「おおむね正確に把握されている」と「正確に把握されている」の割合がそれぞれ 42.0％で最も高かった。

職種別にみると、「正確に把握されている」の割合は、技能労働者で 50.0％と最も高く、次いで技術者（非現場監督）で 44.1％、技術者（現場監督）で 34.7％であった（第 1-1-11 図）。

第 1-1-11 図　把握されている労働時間の正確性（建設業・労働者調査）

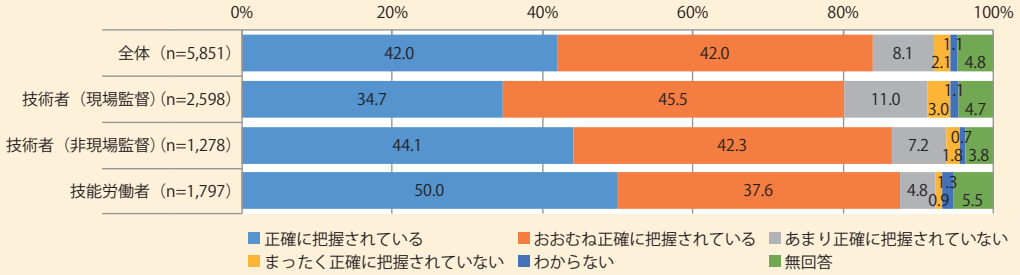

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）1．労働時間の把握について、「把握されていない」、「わからない」と回答したもの及び無回答のものを除き集計
2．全体の合計数には職種が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
3．割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（労働時間の状況）

労働者調査結果によると、平均的な時期（通常期）における 1 週間の労働時間について、「40 時間以上 50 時間未満」（50.6％）が最も多く、平均 45.2 時間であった（第 1-1-12 図）。

第 1-1-12 図　1 週間の労働時間（平均的な時期（通常期））（建設業・労働者調査）

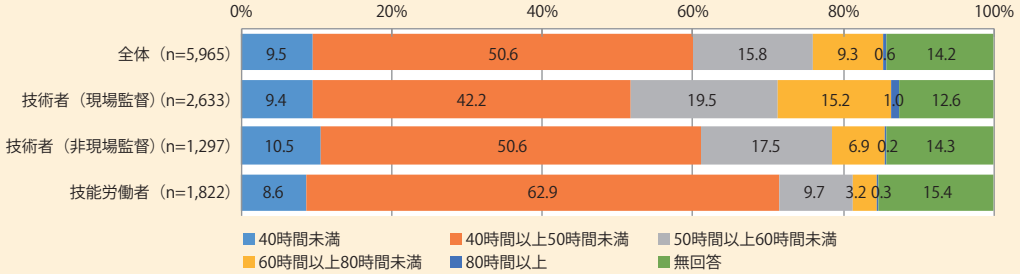

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

最も忙しかった時期（繁忙期）における 1 週間の労働時間は「60 時間以上 80 時間未満」（32.7％）が最も多く、平均 56.0 時間であった（第 1-1-13 図）。

第 1-1-13 図　1 週間の労働時間（最も忙しかった時期（繁忙期））（建設業・労働者調査）

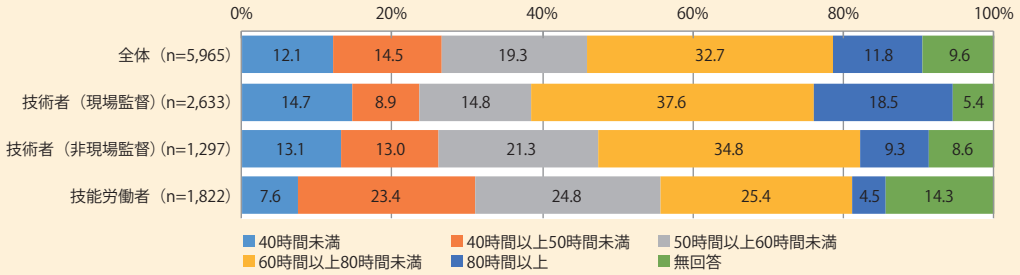

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（所定外労働が生じる理由）

労働者調査結果によると、所定外労働が生じる理由は、「業務量が多いため」（54.0%）で最も多く、次いで「人員が不足しているため」（43.2%）、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ設計変更等）」（38.8%）であった。

職種別にみると、技術者（現場監督）では「事務書類が多いため」（49.3%）の割合が、他の職種（技術者（非現場監督）、技能労働者）に比べて高かった（第 1-1-14 図）。

第 1-1-14 図 所定外労働が生じる理由（建設業・労働者調査）

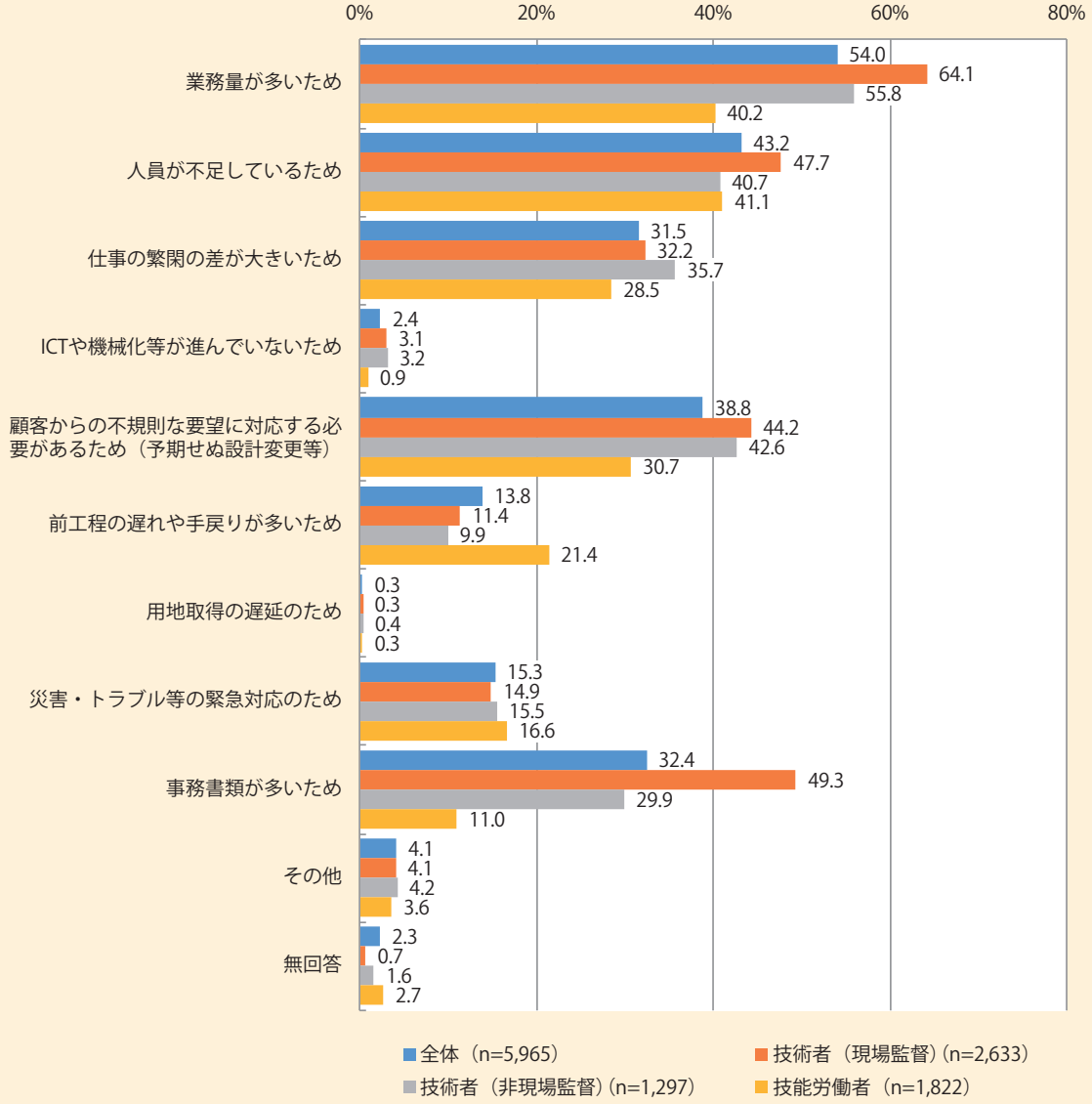

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（働き方の変化）

労働者調査結果によると、過去約 1 ～ 2 年前と比べた働き方の変化について、労働時間が「短くなった」と回答した割合が 23.7％であった。

職種別にみると、「短くなった」と回答した割合は、技術者（非現場監督）が 28.7％で、他の職種（技術者（現場監督）、技能労働者）に比べて最も高かった。

企業の常用労働者数別にみると、常用労働者数が多いほど「短くなった」と回答した割合が高かった（第 1-1-15 図）。

第 1-1-15 図　過去約１～２年前と比べた働き方の変化（労働時間）（建設業・労働者調査）

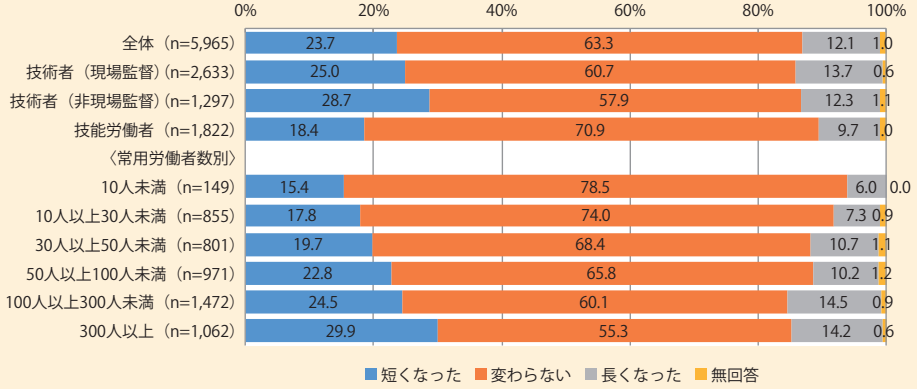

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）１．全体の合計数には職種や常用労働者数が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
　　２．割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

労働者調査結果によると、過去約１～２年前と比べた働き方の変化について、休日・休暇が「取得しやすくなった」と回答した割合が 25.9%であった。

職種別にみると、「取得しやすくなった」と回答した割合は、技術者（現場監督）と技術者（非現場監督）が技能労働者と比べて高かった。

企業の常用労働者数別にみると、常用労働者数が多いほど「取得しやすくなった」と回答した割合が高かった（第 1-1-16 図）。

第 1-1-16 図　過去約１～２年前と比べた働き方の変化（休日・休暇の取得）（建設業・労働者調査）

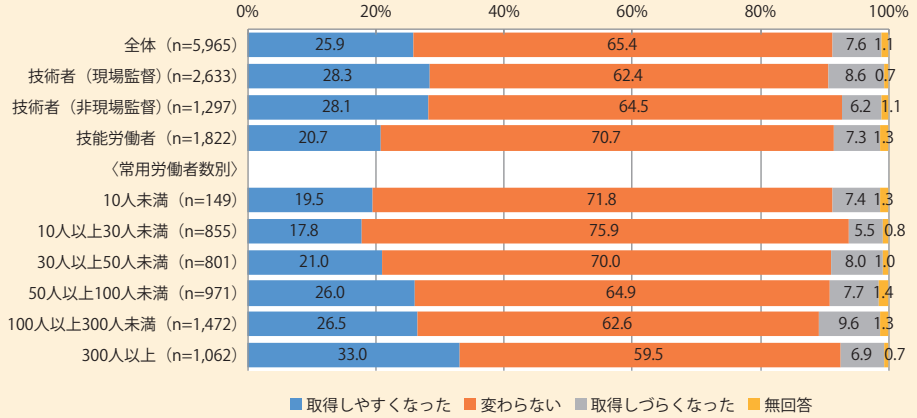

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）１．全体の合計数には職種や常用労働者数が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
　　２．割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（睡眠の状況）

労働者調査結果によると、平日１日あたりの平均的な睡眠時間について、「６時間未満」の割合が 21.0％であった。

職種別にみると、「６時間未満」の割合は技術者（非現場監督）と技術者（現場監督）が技能労働者と比べて高かった。

企業の常用労働者数別にみると、常用労働者数が多いほど「６時間未満」の割合が高かった（第 1-1-17 図）。

第 1-1-17 図　平日１日あたりの平均的な睡眠時間（建設業・労働者調査）

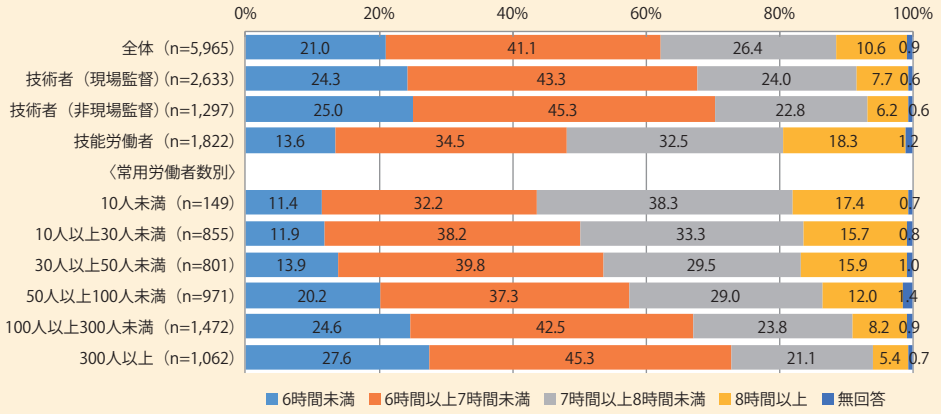

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）１．全体の合計数には職種や常用労働者数が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
２．割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-1-18 図　平日における睡眠時間の充足状況（建設業・労働者調査）

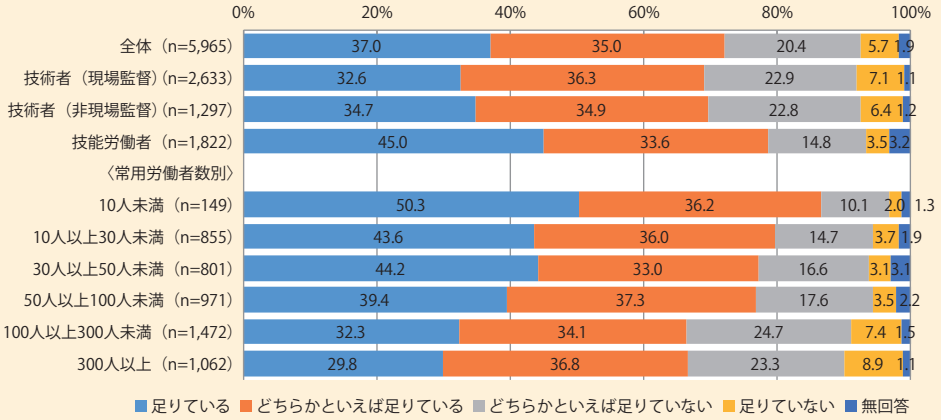

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）１．全体の合計数には職種や常用労働者数が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
２．割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（業務に関連したストレスや悩み）

労働者調査結果によると、業務に関連したストレスや悩みの有無について、「ある（あった）」と回答した割合は 64.7％であった。

職種別にみると、「ある（あった）」と回答した割合は技術者（非現場監督）と技術者（現場監督）が技能労働者と比べて高かった（第 1-1-19 図）。

第 1-1-19 図 業務に関連したストレスや悩みの有無（建設業・労働者調査）

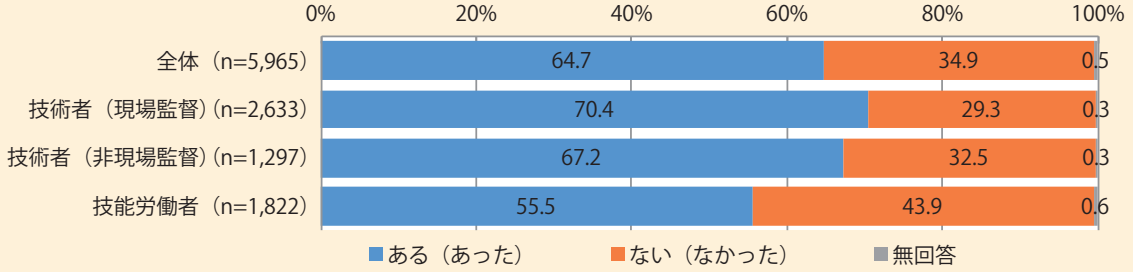

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）1．全体の合計数には職種が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
2．割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

労働者調査結果によると、業務に関連したストレスや悩みが「ある（あった）」と回答したものについて、その内容をみると、「職場の人間関係」（31.3%）が最も多く、次いで、「休日・休暇の少なさ」（29.9%）、「無理な工期設定」（28.1%）であった。

職種別にみると、技術者（現場監督）では「休日・休暇の少なさ」（36.2%）が最も多く、次いで「時間外労働の長さ」（34.0%）、「無理な工期設定」（32.3%）であった。技術者（非現場監督）では「職場の人間関係」（30.8%）が最も多く、次いで「時間外労働の長さ」（25.1%）、「部下・後輩等への指導」（24.6%）であった。技能労働者では「職場の人間関係」（36.1%）が最も多く、次いで「賃金水準の低さ」（32.6%）、「休日・休暇の少なさ」（28.2%）であった（第 1-1-20 図）。

第 1-1-20 図 業務に関連したストレスや悩みの内容（建設業・労働者調査）

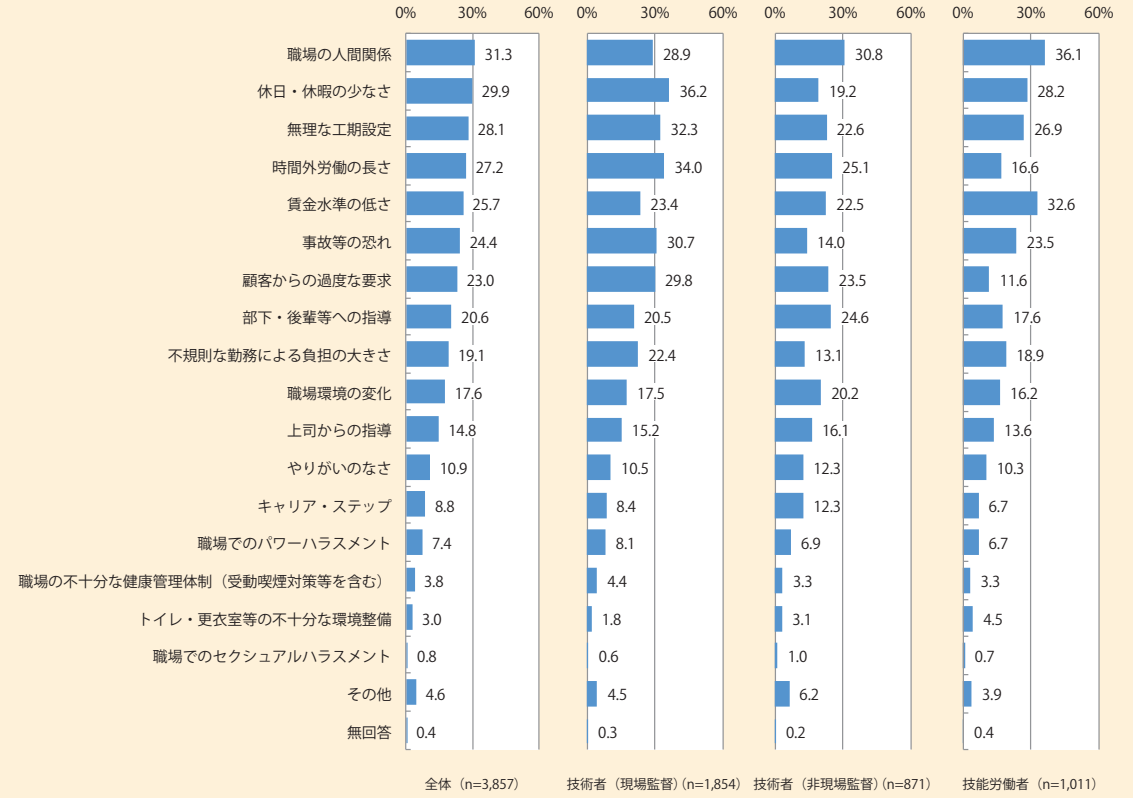

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）1．全体の合計数には職種が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
2．複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（過重労働防止に向けた取組）

労働者調査結果によると、過重労働防止に向けて企業や工事現場において必要だと感じる取組について、「人員を増やす」（56.1％）が最も多く、次いで「適切な工期や経費等の確保について発注元と協議、契約を行う」（49.3％）、「事務書類の簡素化を図る」（49.0％）であった。

職種別にみると、技術者（現場監督）では「事務書類の簡素化を図る」（64.6％）の割合が、他の職種（技術者（非現場監督）、技能労働者）に比べて最も高かった（第 1-1-21 図）。

第 1-1-21 図　過重労働防止に向けて企業や工事現場において必要だと感じる取組（建設業・労働者調査）

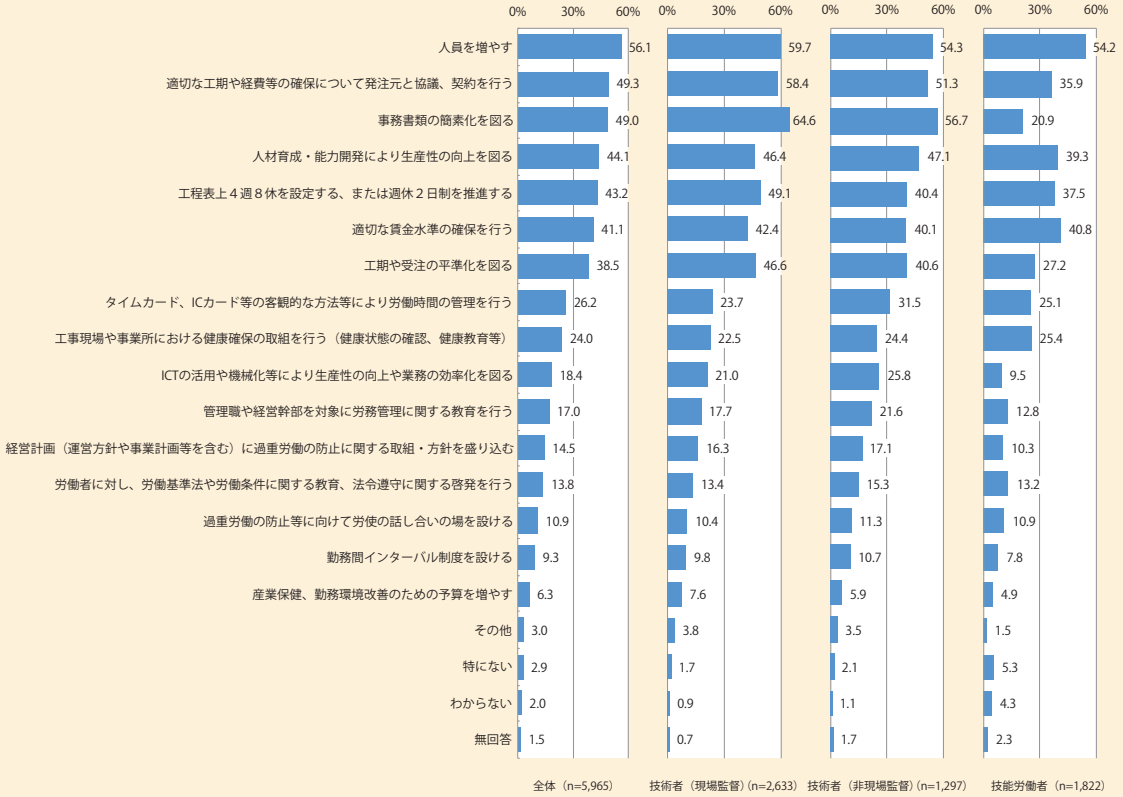

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）1．全体の合計数には職種が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
　　2．複数回答のため、内訳の合計（％）が 100 を超える。

企業調査結果によると、技術者の所定外労働が生じる理由は、「業務量が多いため」（56.7％）が最も多く、次いで「人員が不足しているため」（53.7％）、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ設計変更等）」（51.1％）であった。技能労働者においては、「人員が不足しているため」（49.7％）が最も多く、次いで「仕事の繁閑の差が大きいため」（46.5％）、「業務量が多いため」（45.5％）であった（第 1-1-22 図）。

第 1-1-22 図　技能労働者・技術者において所定外労働が必要となる理由（複数回答）（建設業・企業調査）

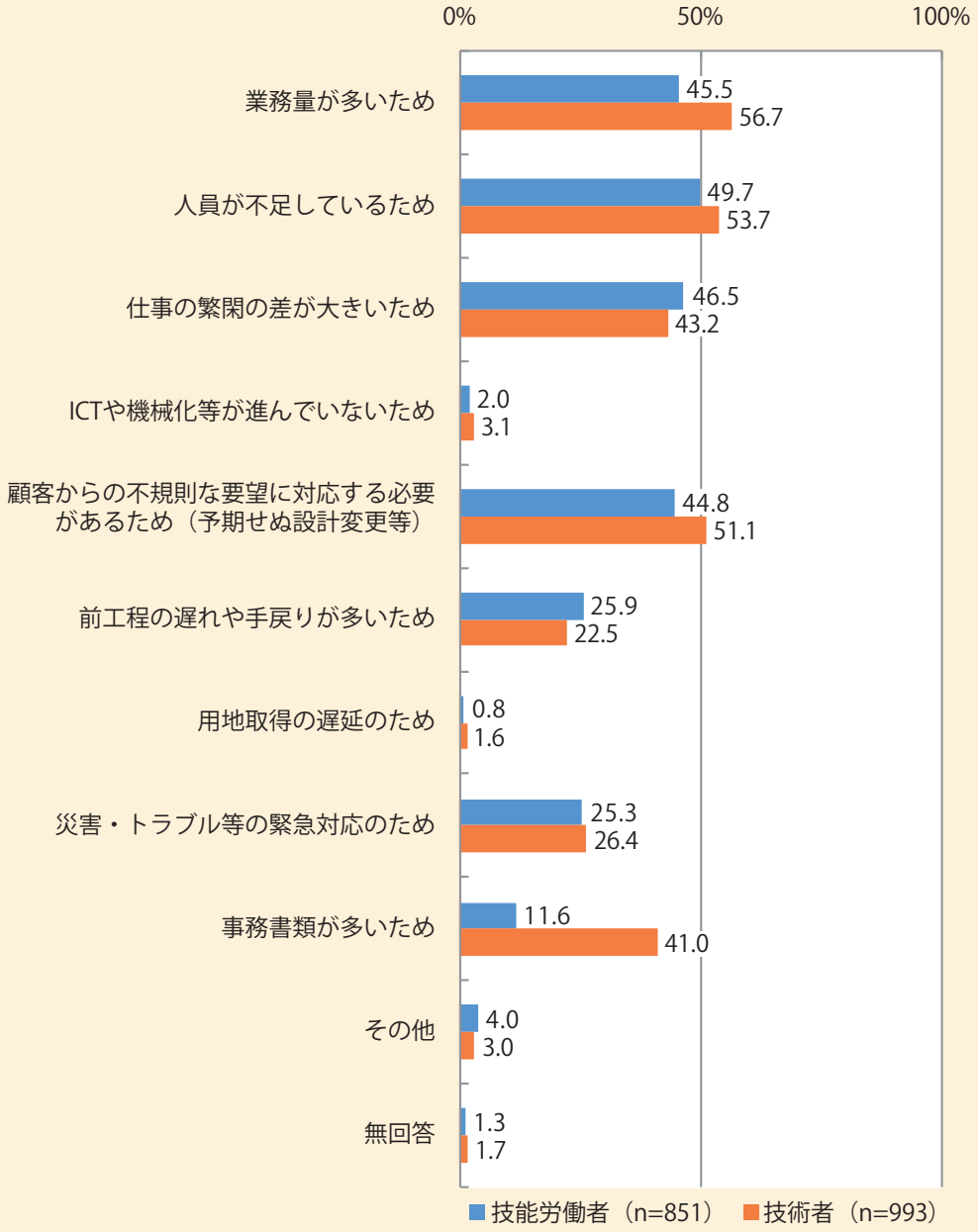

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）1．全体の合計数には職種が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
2．複数回答のため、内訳の合計（％）が 100 を超える。

企業調査結果によると、過重労働防止のための取組の実施状況について、「実施している」内容をみると、「適切な賃金水準の確保」（76.6％）が最も多く、次いで「工事現場や事務所における健康確保の取組の推進（健康状態の確認、健康教育等）」（73.2％）、「適切な工期や費用等の確保に関する発注元との協議、契約」（68.0％）であった。

また、「実施を検討・予定している」内容をみると、「人員の増員」（57.6％）が最も多く、次いで「経営計画（運営方針や事業計画等を含む）への過重労働の防止に関する取組・方針の明記」（48.5％）、「工期や受注の平準化」（47.8％）であった。

一方で、「実施予定はない」と回答した内容をみると、「勤務間インターバル制度の導入」（53.5％）が最も多く、次いで「タイムカード、IC カード等の客観的な方法による労働時間の管理」（32.7％）、「産業保健、勤務環境改善のための予算確保・増額」（29.5％）であった（第 1-1-23 図）。

第 1-1-23 図　過重労働防止のための取組の実施状況（建設業・企業調査）

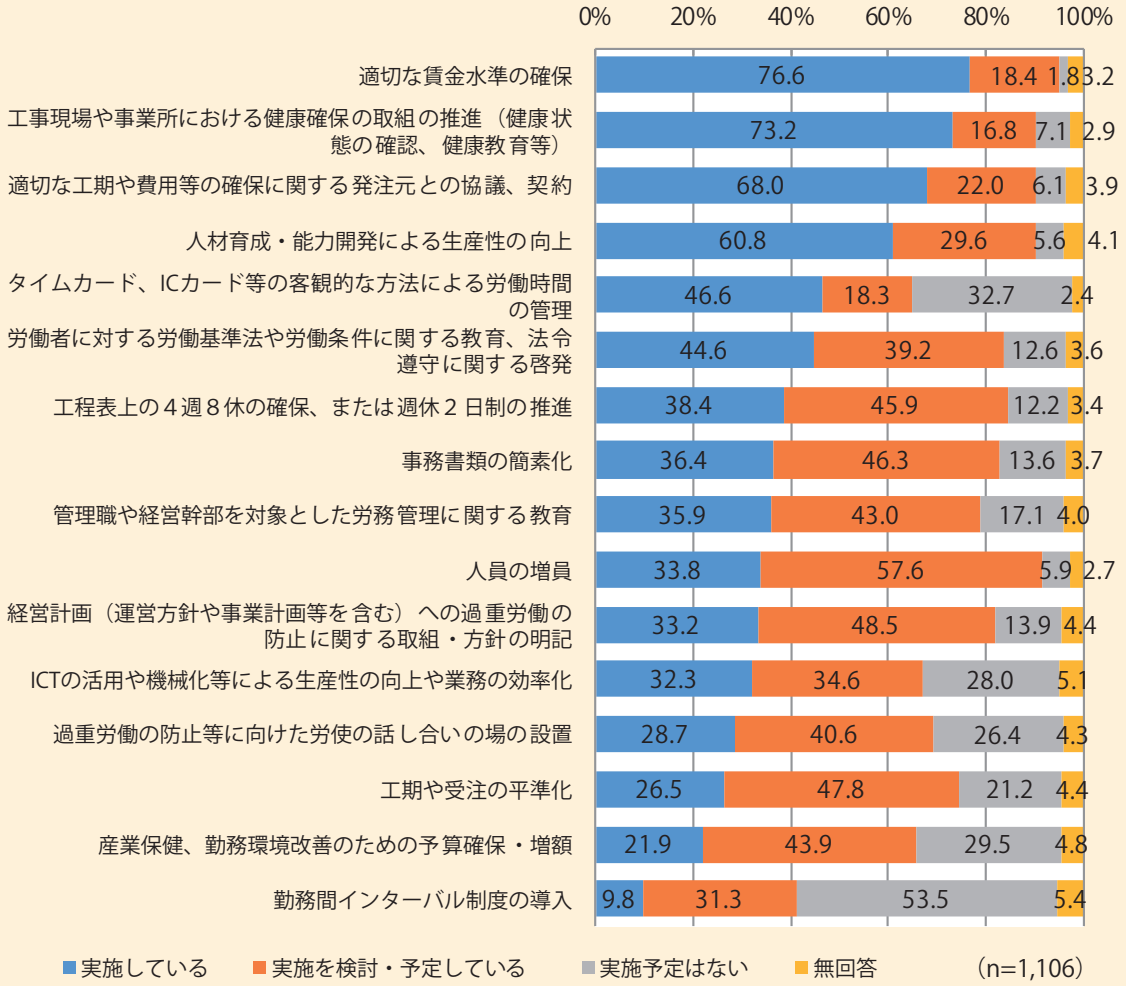

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）1．全体の合計数には職種が無回答のものを含むため、全体の合計数は各職種の合計と一致しない。
2．割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

企業調査結果によると、過重労働防止のための取組を実施するに当たっての課題について、「業界全体で取り組む必要がある」（70.7％）が最も多く、次いで「顧客の理解・協力を得ることが難しい」（45.5％）、「収益が悪化するおそれがある」（23.0％）であった（第 1-1-24 図）。

第 1-1-24 図 過重労働防止のための取組を実施するに当たっての課題（建設業・企業調査）

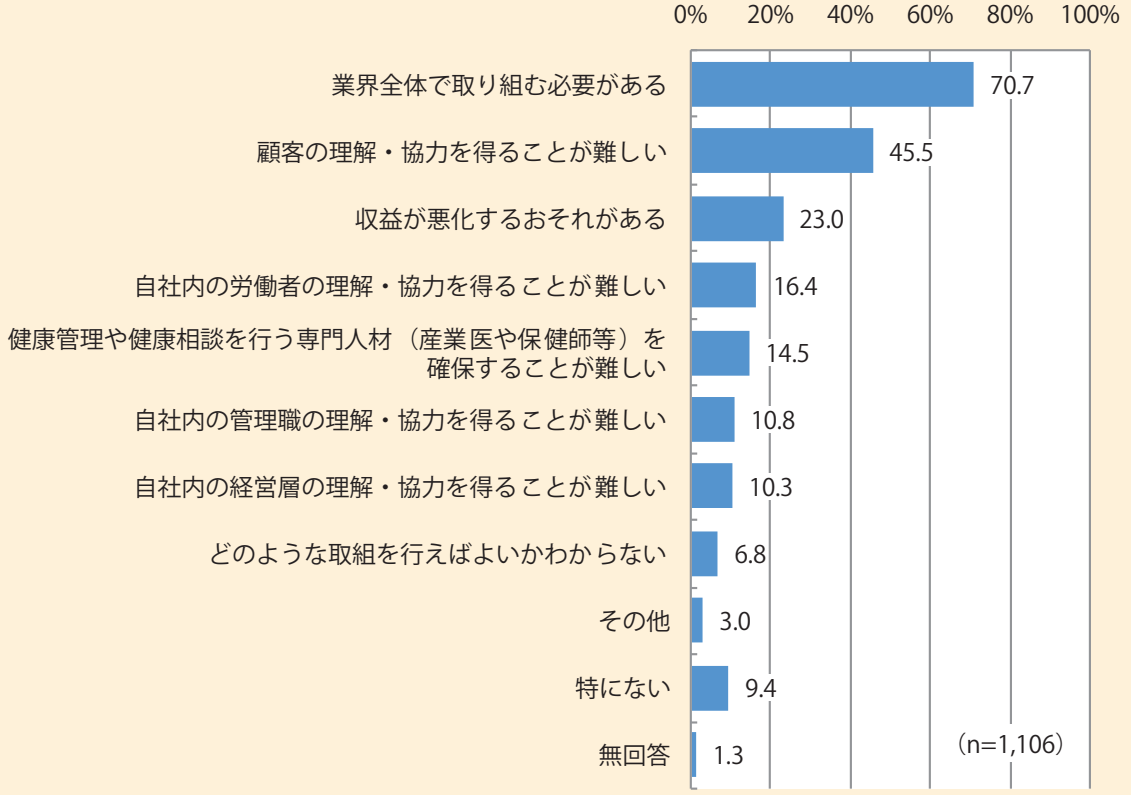

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（労働災害防止等に関する取組）

企業調査結果によると、工事現場における事故や労働災害の防止に関する取組や、事故や労働災害発生後の労働者に対する支援の実施状況についてみると、「事故や労働災害防止のための取組をしている（安全教育の実施、安全設備の設置等）」と回答した割合は、92.1％であるが、「現場監督等に対する、事故発生時のメンタルヘルス対策に関する教育を実施している」（21.9％）や、「事故や労働災害にあった（または目撃した）労働者に対する支援を実施している」（19.0％）は２割前後に留まっている（第 1-1-25 図）。

第 1-1-25 図 工事現場における事故や労働災害の防止に関する取組や、事故や労働災害発生後の労働者に対する支援の実施状況（企業調査）

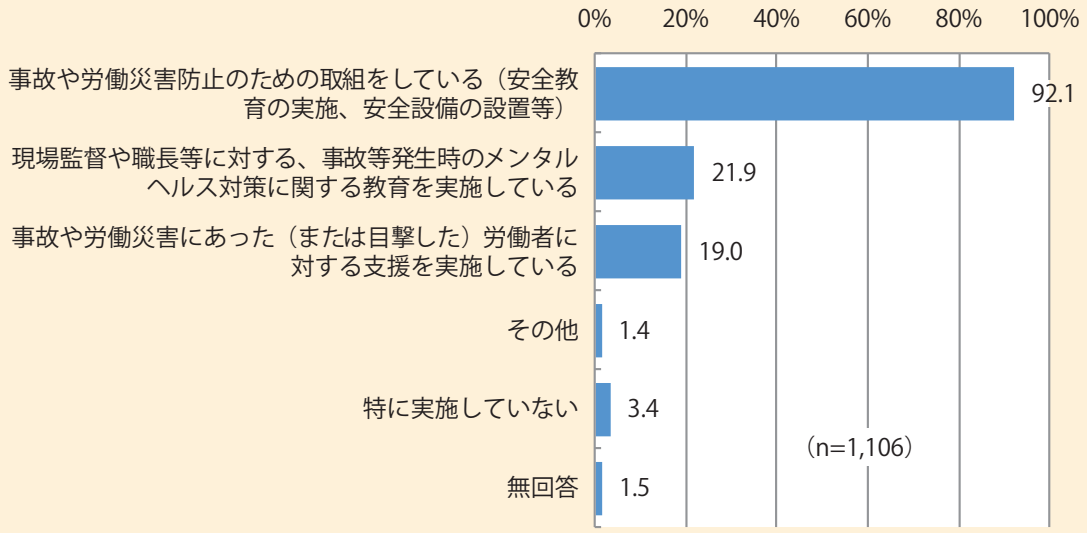

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（一人親方）

(一人親方の仕事の進め方）

一人親方調査結果によると、仕事の進め方について、「ある程度決めることができる」（52.7%）が最も多く、次いで「ほとんど自分で決めることができる」（30.4%）であった（第 1-1-26 図）。

第 1-1-26 図 仕事の進め方（一人親方調査）

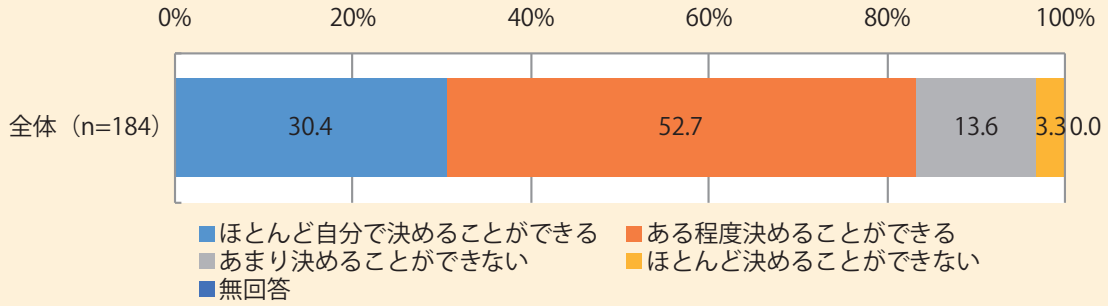

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（一人親方の就労時間）

一人親方調査結果によると、平均的な時期（通常期）における1週間の就労時間について、「40時間以上50時間未満」（58.2%）が最も多く、平均44.8時間であった。

最も忙しかった時期（繁忙期）における1週間の就労時間は「50時間以上60時間未満」（23.4%）が最も多く、平均49.0時間であった（第1-1-27図）。

第1-1-27図 就労時間（一人親方調査）

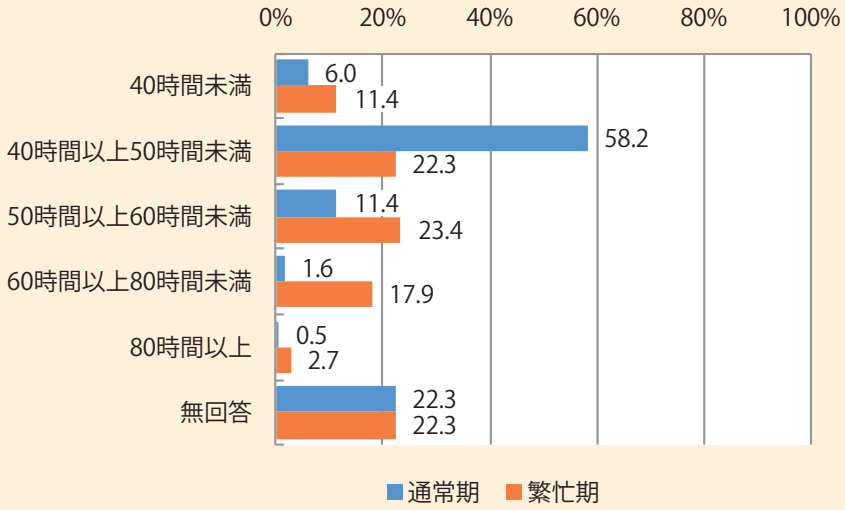

（資料出所）平成30年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

（一人親方の健康診断の受診状況）

一人親方調査結果によると、直近3年間において、毎年、年1回以上、健康診断を受けているか否かについては、「受けている」と回答した割合が87.5%であった（第1-1-28図）。

第1-1-28図 健康診断の受診状況（一人親方調査）

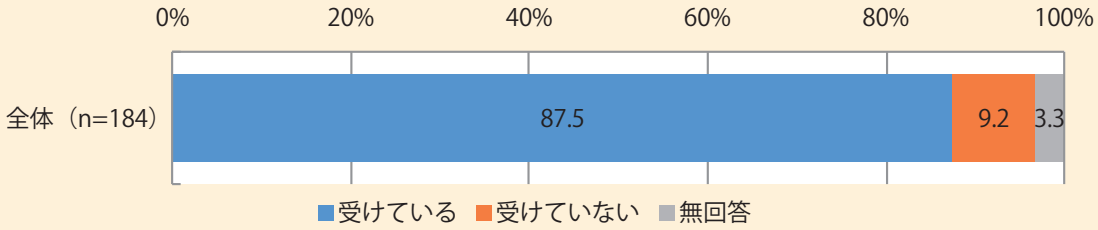

（資料出所）平成30年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

（一人親方の当初予定より就労時間が長くなる理由）

一人親方調査結果によると、当初予定よりも就労時間が長くなる理由は、「業務量が多いため」（32.6%）が最も多く、次いで「前工程の遅れや手戻りが多いため」（32.1%）、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ設計変更等）」（31.5%）であった（第1-1-29図）。

第 1-1-29 図　当初予定よりも就労時間が長くなる理由（一人親方調査）

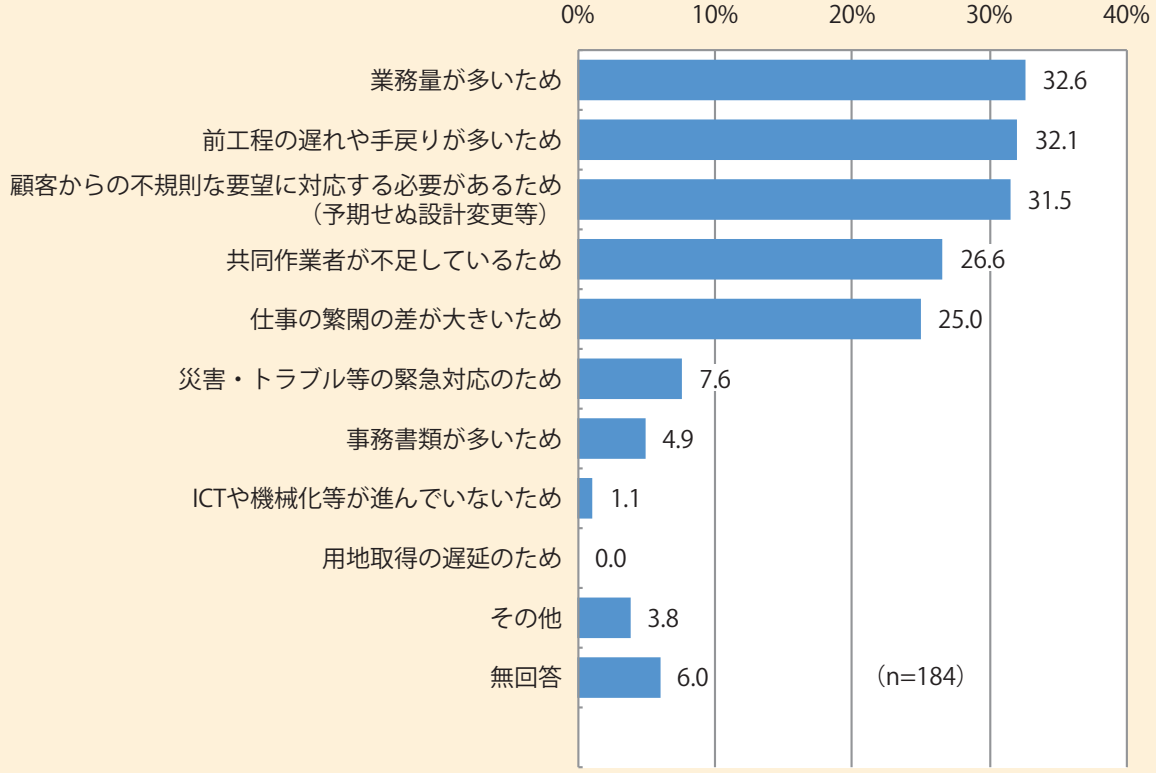

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

ウ　まとめ

建設業において平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月までに労災支給決定（認定）された脳・心臓疾患事案 162 件を男女別にみると、すべてが男性の事案であり、発症時の年齢階層別では 50 歳代が最も多く、以下 40 歳代、60 歳代と続くが、現場監督・技術者等では 30 歳代が、技能労働者等では 60 歳代が比較的多くなっている。労災認定要因をみると、いずれの職種も長期間の過重業務が最も多くなっており、労働時間以外の負荷要因別にみると、拘束時間の長い勤務と精神的緊張を伴う業務が多いが、技能労働者等では作業環境による負荷が他の職種と比べて多くなっている。

一方、上記と同じ期間中の建設業における精神障害事案 149 件のうち、技能労働者等の精神障害事案をみると、その発症に関与したと考えられる業務によるストレス要因（業務による出来事）は、半数が墜落・転落や重機への巻き込まれ等の労働災害の被害を要因としており、その他、いやがらせ・いじめ・暴行が原因となっている事案もある。

また、現場監督、技術者の精神障害事案をみると、自殺事案が多く、発症に関与したと考えられるストレス要因は、長時間労働や業務量等の変化が多くなっている。

特に、現場監督、技術者の自殺事案をみると、発症に関与したと考えられるストレス要因は、長時間労働に関連するものが多く、その他に上司とのトラブルや仕事のミス、顧客からのクレームも多い。

企業を対象としたアンケート調査によると、技能労働者の精神障害の発症に係る要因として半数を占めている労働災害について、防止に関する取組は 9 割以上で実施されているが、現場監督等に対する事故発生時のメンタルヘルス対策に関する教育や、被害労働者に対する支援の実施は 2 割前後に留まっている 。

労働者を対象としたアンケート調査によると、業務に関連するストレスや悩みの内容は、現場監督では、休日・休暇の少なさ、時間外労働の長さと過重労働に関する項目の割合が高いが、技能労働者では、職場の人間関係、賃金水準の低さなど、労働条件や人間関係に関する項目の割合が高い。また、労働者が過重労働防止に向けて必要だと感じる取組についてみると、現場監督では、事務書類の簡素化を図る、人員を増やすが多く、技能労働者では、人員を増やす、適切な賃金水準の確保を行うが多い。

これらのことから、現場監督では、特に長時間労働の削減や休日の確保が課題となっており、技能労働者では、特に労働災害の防止に加えて、労働災害の被災者に対するメンタルヘルスケアの実施、職場の人間関係、適切な賃金水準の確保が課題となっていることが考えられる。

さらに、企業を対象としたアンケート結果によると、過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題は、業界全体で取り組む必要があるが約７割であり、その他、顧客の理解・協力を得ることが難しいが多く、個々の事業主の取組に加えて、業界団体や顧客等も含めた取組を推進することが必要となっていると考えられる。

このため、建設業においては、長時間労働を削減するため、公共・民間発注を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として平成 29（2017）年８月に策定した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(平成 30 年７月改訂）の周知・徹底を図る等、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」、民間発注者を含めた関係者で構成する「建設業の働き方改革に関する協議会」における議論を踏まえた取組を進めていき、第 198 回通常国会で成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、建設業界における働き方改革をより一層進めていくとともに労働災害防止対策の徹底を図り、被災労働者に対するメンタルヘルスケアを含む、職場のメンタルヘルス対策を推進することが重要であると考えられる。

また、現場監督・技術者等、技能労働者等や管理職、事務・営業職等の職種によって異なる業務による過重労働等の負荷が考えられるため、職種別の特性に考慮した対策が必要であると考えられる。

(2) メディア業界（労災支給決定（認定）事案の分析、労働・社会分野の調査）

ア　労災支給決定（認定）事案の分析結果

平成 30（2018）年度に過労死等防止調査研究センターにおいて、平成 22（2010）年１月から平成 27（2015）年３月までに労災支給決定（認定）された労災復命書等の調査資料（全業種合計：脳・心臓疾患事案 1,564 件、精神障害事案 2,000 件）から、メディア業界[注6)] に関する事案（脳・心臓疾患事案 22 件、精神障害事案 30 件）を抽出して分析を行った。

復命書等の調査資料の内容から、「放送業」、「新聞業」、「出版業」、「広告業」の４つの業種に分類すると、脳・心臓疾患 22 件では、「放送業」及び「広告業」がそれぞれ９件で最も多く、次いで「出版業」３件、「新聞業」１件であった。

注６）本研究においては、日本標準産業分類（大分類）における「情報通信業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」のうち、「放送業」、「新聞業」、「出版業」、「広告業」の４つの業種を「メディア業界」として整理し、職種を参考に抽出した。

精神障害事案 30 件では、「広告業」が 17 件で最も多く、次いで「放送業」8 件、「出版業」3 件、「新聞業」2 件であった（第 1-2-1 図）。

第 1-2-1 図　業種別にみたメディア業界の事案数

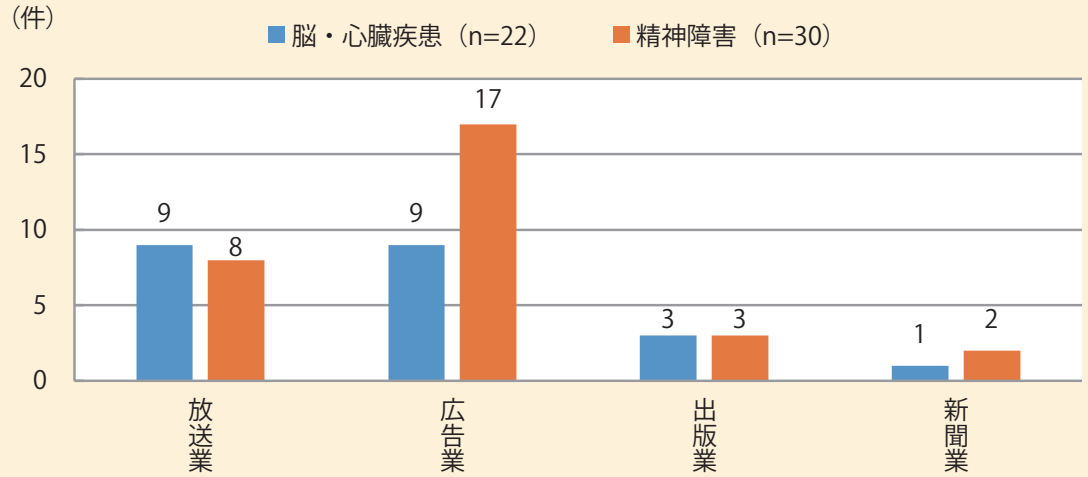

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

脳・心臓疾患事案 22 件を職種別にみると、「プロデューサー」、「ディレクター」、「営業」がそれぞれ 4 件で最も多かった。

また、精神障害事案 30 件を職種別にみると、「営業」が 6 件で最も多く、次いで「メディア制作」が 5 件、「デザイナー」が 4 件であった（第 1-2-2 図）。

第 1-2-2 図　職種別にみたメディア業界の事案数

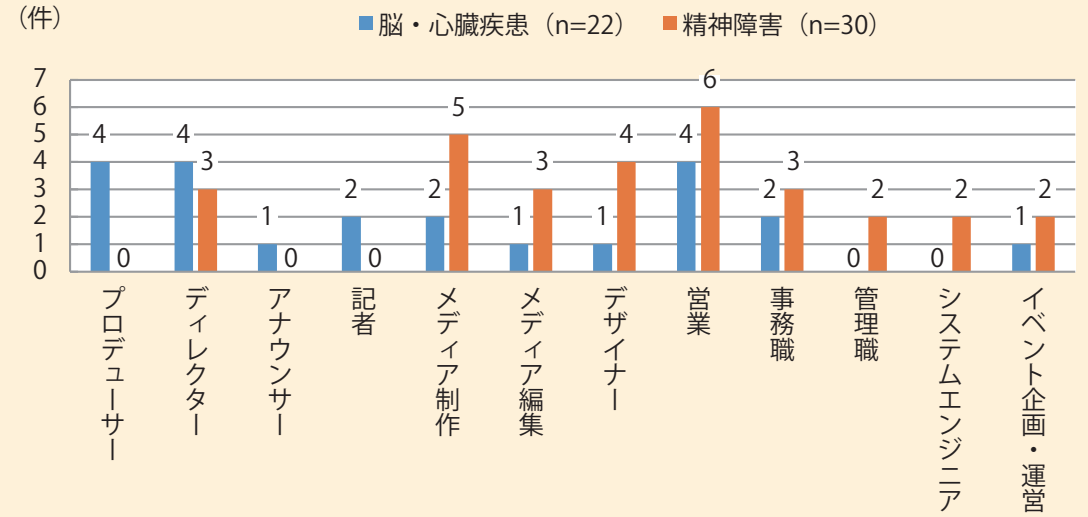

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」

男女別にみると、脳・心臓疾患 22 件では 18 件が男性、4 件が女性であった。精神障害 30 件では 22 件が男性、8 件が女性であった。

脳・心臓疾患事案 22 件を年齢階層別にみると、40 歳代が 9 件で最も多く、次いで 30 歳代が 6 件であった。

精神障害事案 30 件では、29 歳以下が 11 件で最も多く、次いで 30 歳代が 8 件であり、全体の 6 割強が 40 歳未満の比較的若い世代の事案であった（第 1-2-3 図）。

また、精神障害事案のうち、自殺事案 4 件をみると、全て 29 歳以下であった。

第 1-2-3 図　年齢階層別にみたメディア業界の事案数

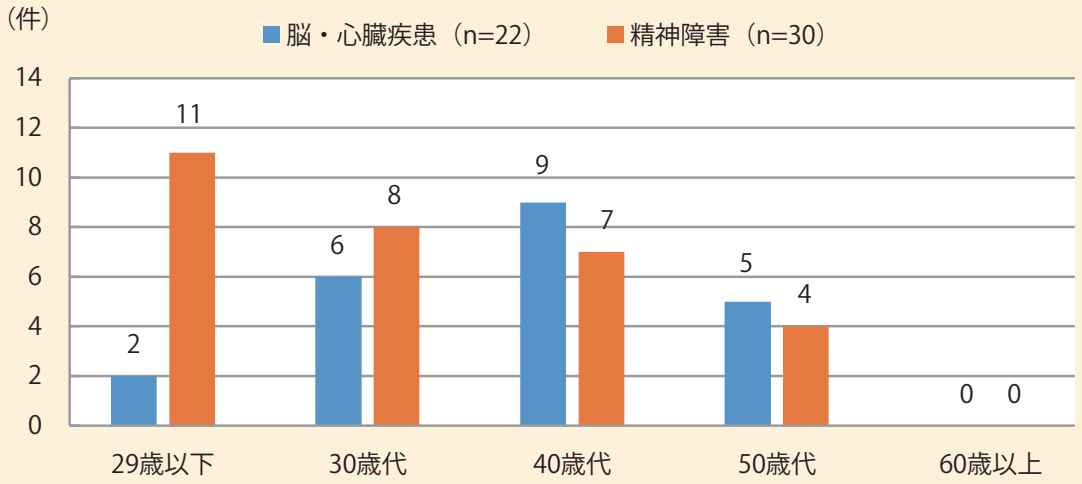

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

事業場の労働者数別に脳・心臓疾患事案 22 件をみると、「10～49 人」が 6 件で最も多く、次いで「10 人未満」、「50～99 人」がそれぞれ 4 件であった。

精神障害事案 30 件では、「10～49 人」が 10 件で最も多く、次いで「10 人未満」、「50～99 人」、「100～499 人」がそれぞれ 6 件であった（第 1-2-4 図）。

第 1-2-4 図　事業場の労働者数別にみたメディア業界の事案数

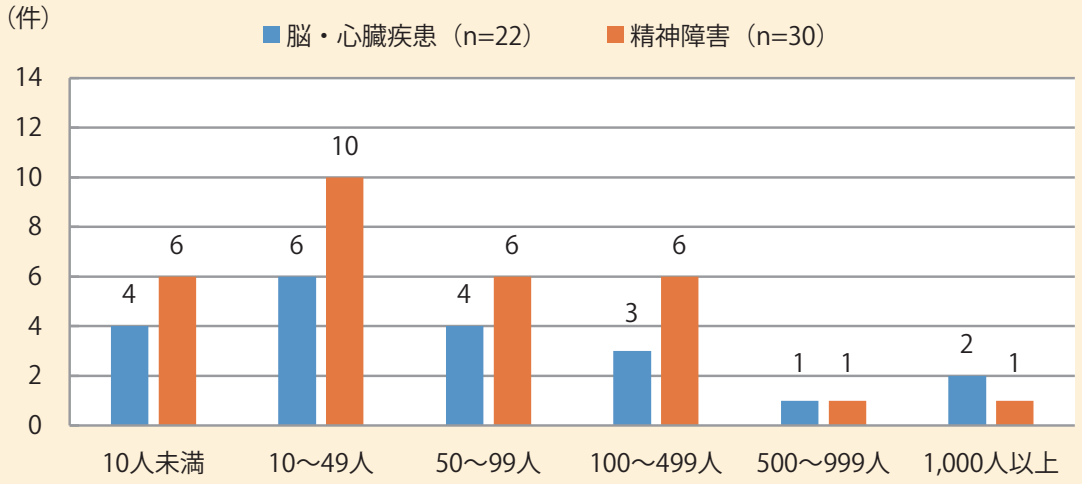

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

脳・心臓疾患事案 22 件を労災認定要因別にみると、全て「長期間の過重業務」であった。

脳・心臓疾患事案 22 件を労働時間以外の負荷要因別にみると、「拘束時間の長い勤務」が 4 件で最も多く、次いで「出張の多い業務」が 3 件であった（第 1-2-5 図）。

第 1-2-5 図　労働時間以外の負荷要因別にみたメディア業界の脳・心臓疾患事案数

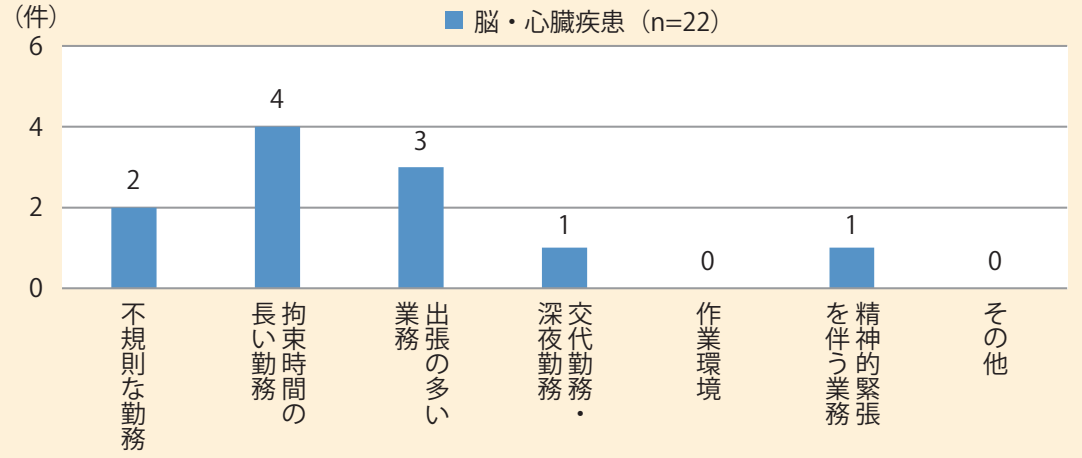

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

精神障害事案 30 件を具体的出来事別にみると、「仕事の量・質」が 20 件と最も多く、次いで「対人関係」が 10 件、「仕事の失敗、過重な責任等の発生」、「役割・地位の変化等」がそれぞれ 6 件であった（第 1-2-6 図）。

第 1-2-6 図　具体的出来事別にみたメディア業界の精神障害事案数

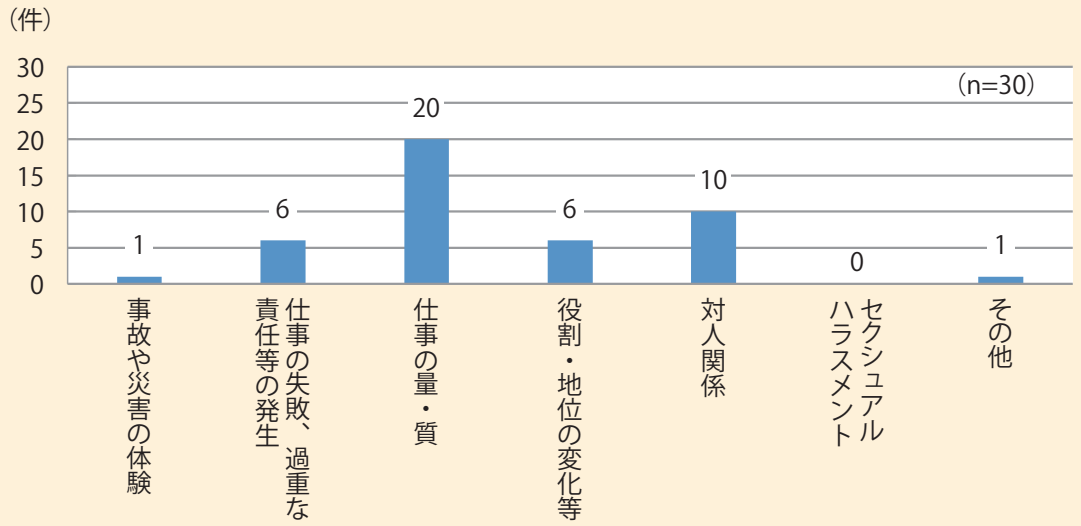

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）1．具体的出来事が複数該当している事案もある。
2．調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

また、具体的出来事の内訳をみると、「仕事の量・質」20 件では、「仕事の内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」が 11 件と最も多く、次いで「2 週間（12 日間）以上にわたって連続勤務を行った」が 5 件、「1 ヶ月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 2 件であった。「対人関係」10 件では、「上司とのトラブルがあった」が 5 件で最も多く、次いで「同僚とのトラブルがあった」、「部下とのトラブルがあった」がそれぞれ 2 件であった。

また、長時間労働の状況をみると、「特別な出来事」における「極度の長時間労働」が 7 件、「恒常的な長時間労働」が 18 件であった（第 1-2-7 表）。

第 1-2-7 表　出来事別にみた心理的負荷による精神障害の事案数（詳細）

		全業種［30 件］		放送業［8 人］		新聞業［2 件］		出版業［3 件］		広告業［17 件］	
		（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）	（件）	（%）
◎特別な出来事											
心理的負荷が極度のもの		0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
極度の長時間労働		7	(23.3)	3	(37.5)	1	(50.0)	0	(0.0)	3	(17.6)
◎恒常的な長時間労働		18	(60.0)	4	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	14	(82.4)
◎具体的出来事											
事故や災害の体験	（重度の）病気やケガをした	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(33.3)	0	(0.0)
	合計	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(33.3)	0	(0.0)
仕事の失敗、過重な責任等の発生	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした	2	(6.7)	1	(12.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	1	(3.3)	1	(12.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	達成困難なノルマが課された	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(33.3)	0	(0.0)
	ノルマが達成できなかった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)
	顧客や取引先からクレームを受けた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	上司が不在になることにより、その代行を任された	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)
	合計	6	(20.0)	2	(25.0)	0	(0.0)	1	(33.3)	3	(17.6)
仕事の量・質	仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	11	(36.7)	2	(25.0)	0	(0.0)	1	(33.3)	8	(47.1)
	1ヶ月に 80 時間以上の時間外労働を行った	2	(6.7)	1	(12.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)
	2週間（12 日）以上にわたって連続勤務を行った	5	(16.7)	1	(12.5)	1	(50.0)	0	(0.0)	3	(17.6)
	勤務形態に変化があった	1	(3.3)	0	(0.0)	1	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	仕事のペース、活動の変化があった	1	(3.3)	0	(0.0)	1	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	合計	20	(66.7)	4	(50.0)	3	(150.0)	1	(33.3)	12	(70.6)
役割・地位の変化等	退職を強要された	2	(6.7)	1	(12.5)	1	(50.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	配置転換があった	3	(10.0)	0	(0.0)	1	(50.0)	0	(0.0)	2	(11.8)
	転勤をした	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	複数名で担当していた業務を 1 人で担当するようになった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	自分の昇格・昇進があった	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)
	部下が減った	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	早期退職制度の対象となった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	合計	6	(20.0)	1	(12.5)	2	(100.0)	0	(0.0)	3	(17.6)
対人関係	（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)
	上司とのトラブルがあった	5	(16.7)	0	(0.0)	1	(50.0)	2	(66.7)	2	(11.8)
	同僚とのトラブルがあった	2	(6.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(33.3)	1	(5.9)
	部下とのトラブルがあった	2	(6.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(33.3)	1	(5.9)
	理解してくれていた人の異動があった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	上司が替わった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	合計	10	(33.3)	0	(0.0)	1	(50.0)	4	(133.3)	5	(29.4)
セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	その他	1	(3.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(5.9)
	出来事の合計	44		7		6		7		24	

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成 30 年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

精神障害事案30件のうち、最も多い「広告業」（17件）をみると、全てが49歳以下の事案であり、職種別にみると、「営業」が5件で最も多く、次いで「デザイナー」3件、「事務職」と「イベント企画・運営」がそれぞれ2件であった（第1-2-8図）。

第1-2-8図　職種別に見たメディア業界（広告業）の精神障害事案数

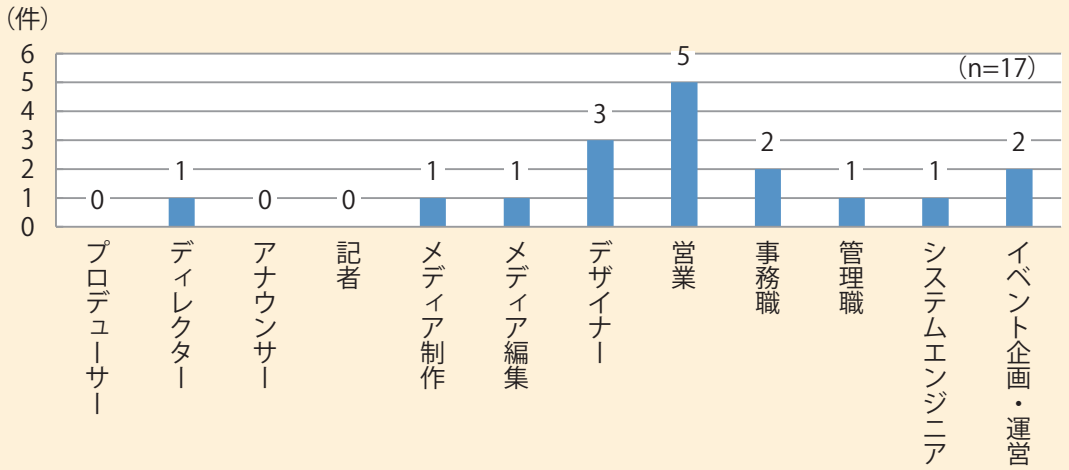

（資料出所）労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター「平成30年度過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
（注）調査資料により特定できたものを集計しており、内訳の合計が事案の合計数に必ずしも一致しない。

イ　アンケート調査

全国のメディア業界[注7]の企業4,000社（有効回答数703件）、調査対象企業の労働者35,859人[注8]（有効回答数4,280件）、調査対象企業と契約関係にあるフリーランス16,194人[注8]（有効回答数308件）を対象にアンケート調査を実施した。

（労働時間の把握方法）

企業調査結果によると、労働時間の把握方法について、「タイムカード、ICカード等の記録を基に確認」（制作職[注9] 48.8％、営業職43.8％）が最も多く、次いで「労働者の自己申告に基づき把握」（制作職26.7％、営業職23.5％）であった。

「放送」、「新聞」、「出版」、「広告」の業種別にみると、出版で「タイムカード、ICカード等の記録を基に確認」（制作職64.3％、営業職56.1％）の割合が他の業種と比べて高かった（第1-2-9図）。

また、企業の従業員（正規社員数）規模別にみると、100人以上で「タイムカード、ICカード等の記録を基に確認」（制作職45.2％、営業職40.4％）の割合が他の規模と比べて最も低かった（第1-2-10図）。

注7）本調査においては、放送業、新聞業、出版業、広告業（日本標準産業分類（小分類）における「公共放送業」、「民間放送業」、「有線放送業」、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、「新聞業」、「出版業」、「広告業」、「広告制作業」）を対象とした。
注8）労働者調査及びフリーランス調査は、調査対象企業を通じて調査票を配布しており、労働者及びフリーランスに対して実際に配布された総数は、これより少ない可能性がある。
注9）本調査においては、制作職は、記者、編集、ディレクター、プロデューサー等の職種を総称する。

第 1-2-9 図　労働時間の把握方法（業種別）（メディア業界・企業調査）

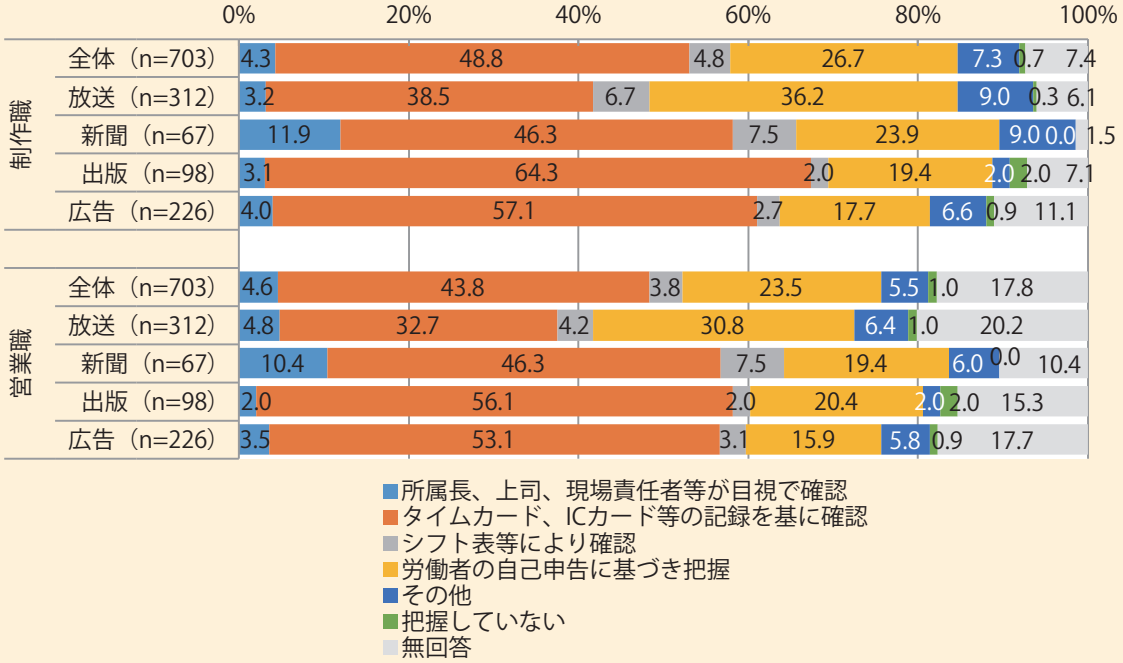

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-10 図　労働時間の把握方法（従業員規模別）（メディア業界・企業調査）

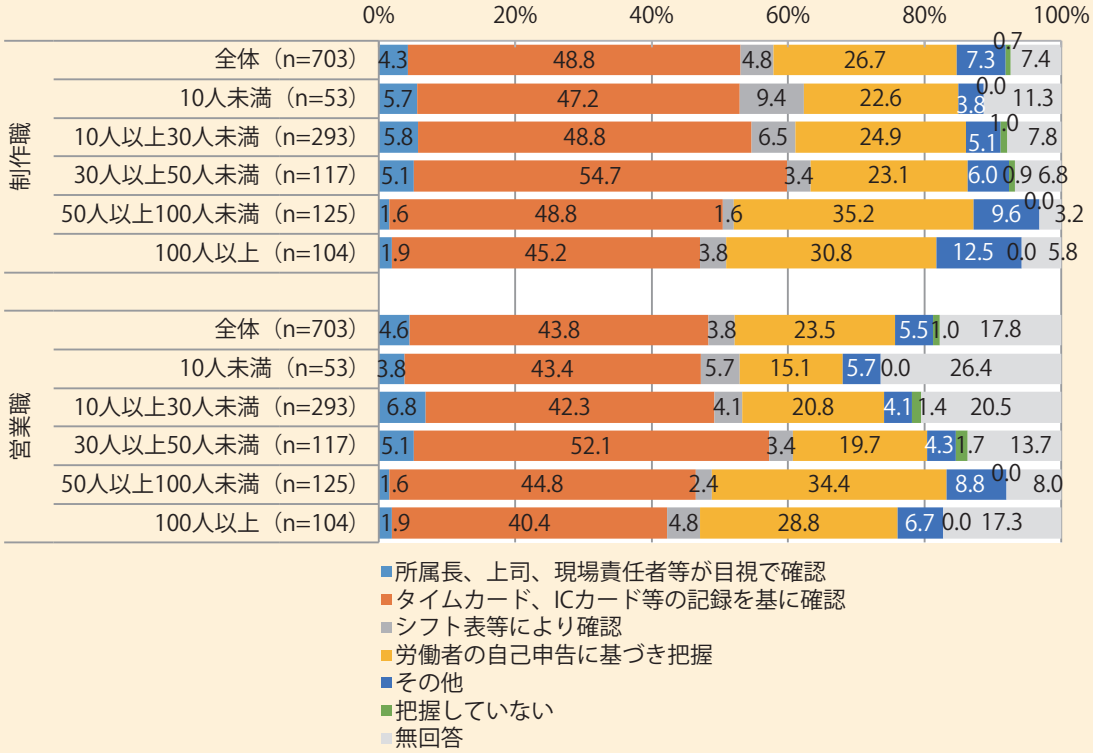

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

労働者調査結果によると、把握されている労働時間の正確性について、「正確に把握されている」（32.5％）、「おおむね正確に把握されている」（53.1％）と回答した割合の合計は 85.6％であった。

業種別にみると、新聞において、「正確に把握されている」（27.6％）、「おおむね正確に把握されている」（54.2％）と回答した割合の合計（81.8％）が他の業種（放送、出版、広告）と比べて低かった（第 1-2-11 図）。

第 1-2-11 図　把握されている労働時間の正確性（メディア業界・労働者調査）

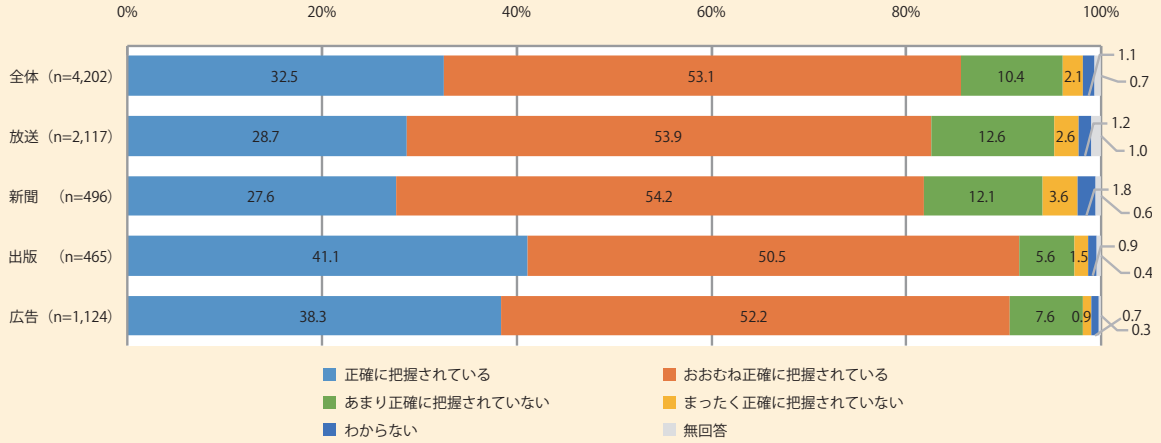

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）1．労働時間の把握について、「把握されていない」、「わからない」と回答したもの及び無回答のものを除き集計
　　2．割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（労働時間の状況）

労働者調査結果によると、平均的な時期（通常期）における 1 週間当たりの労働時間について、「40 時間以下」（35.4％）が最も多く、次いで「40 時間超 50 時間以下」（38.2％）、「50 時間超 60 時間以下」（9.7％）であった（第 1-2-12 図）。

第 1-2-12 図　1 週間の労働時間（平均的な時期（通常期））（メディア業界・労働者調査）

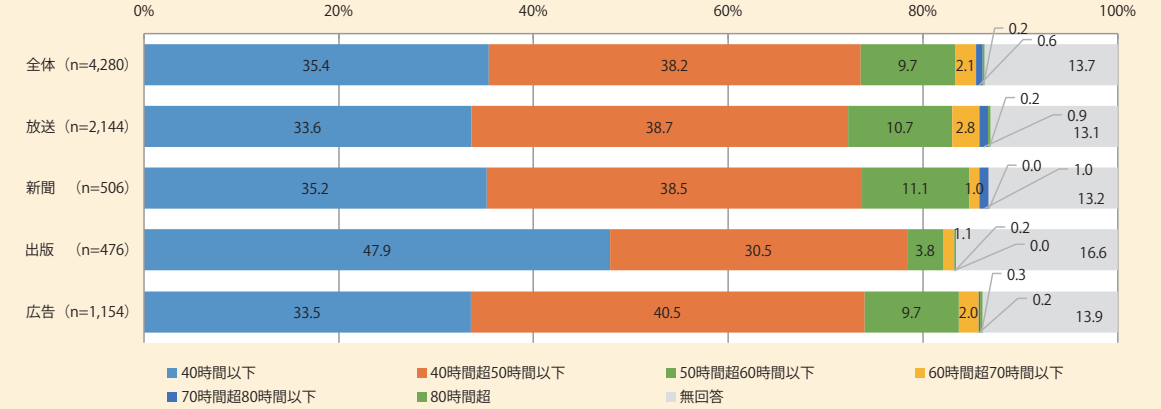

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

また、最も忙しかった時期（繁忙期）においては、「50 時間超 60 時間以下」（24.1％）が最も多く、次いで「40 時間超 50 時間以下」（19.0％）、「40 時間以下」（9.8％）、であった（第 1-2-13 図）。

第 1-2-13 図　1 週間の労働時間（最も忙しかった時期（繁忙期））（メディア業界・労働者調査）

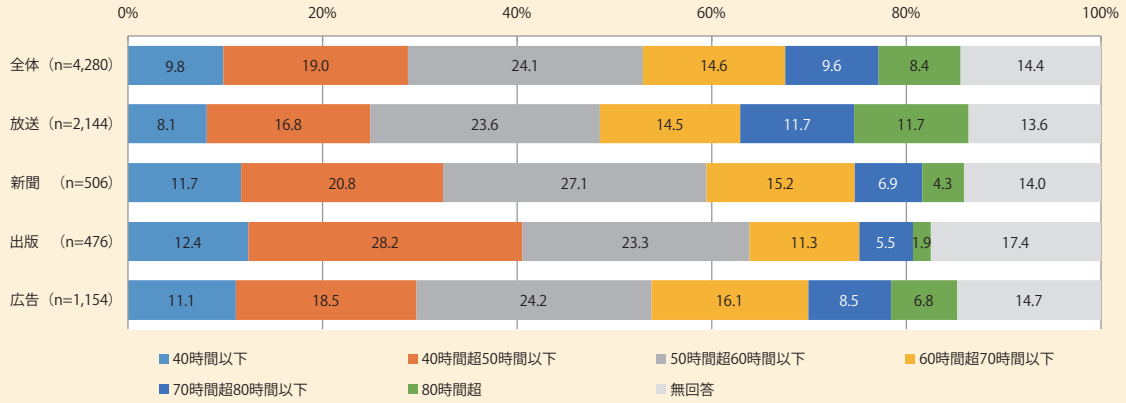

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（所定外労働が生じる理由）

労働者調査結果によると、所定外労働が生じる理由は、「業務量が多いため」（67.1％）が最も多く、次いで「同僚等人員が不足しているため」（43.5％）、「仕事の繁閑の差が大きいため」（43.2％）であった。業種別にみると、広告において、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため」（65.0％）、「顧客の提示する納期が短いため」（45.1％）の割合が他の業種（放送、新聞、出版）に比べて高かった（第 1-2-14 図）。

第 1-2-14 図 所定外労働が生じる理由（メディア業界・労働者調査）

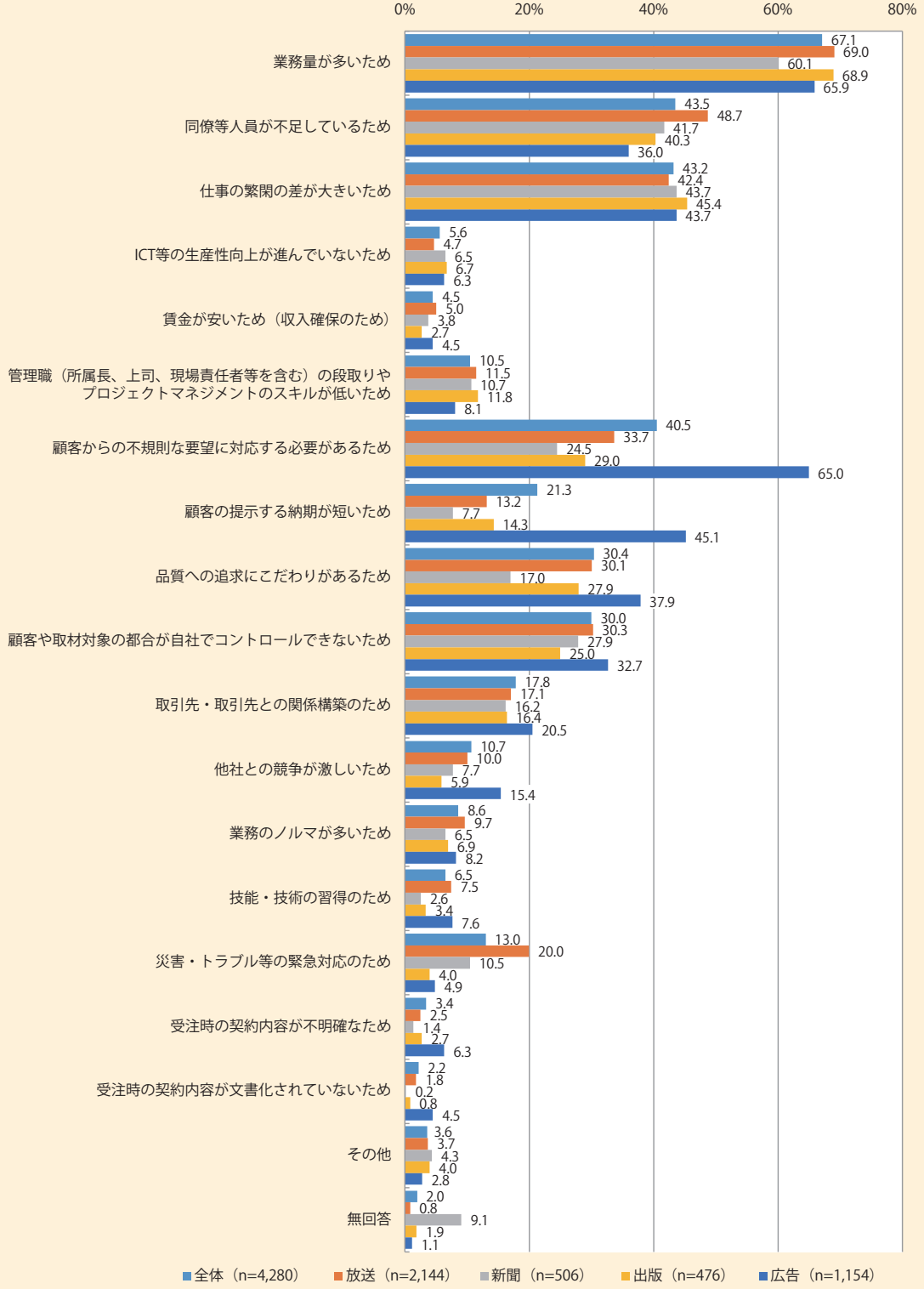

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（企業調査による制作職の所定外労働が生じる理由）

企業調査結果によると、制作職の所定外労働が生じる理由は、「仕事の繁閑の差が大きいため」（49.6％）が最も多く、次いで「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため」（48.1％）、「業務量が多いため」（47.7％）であった。業種別にみると、広告において、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため」（65.5％）が最も多く、次いで出版の「仕事の繁閑の差が大きいため」（56.1％）、新聞の「仕事の繁閑の差が大きいため」（55.2％）であった（第 1-2-15 図）。

第 1-2-15 図 制作職の所定外労働が生じる理由（メディア業界・企業調査）

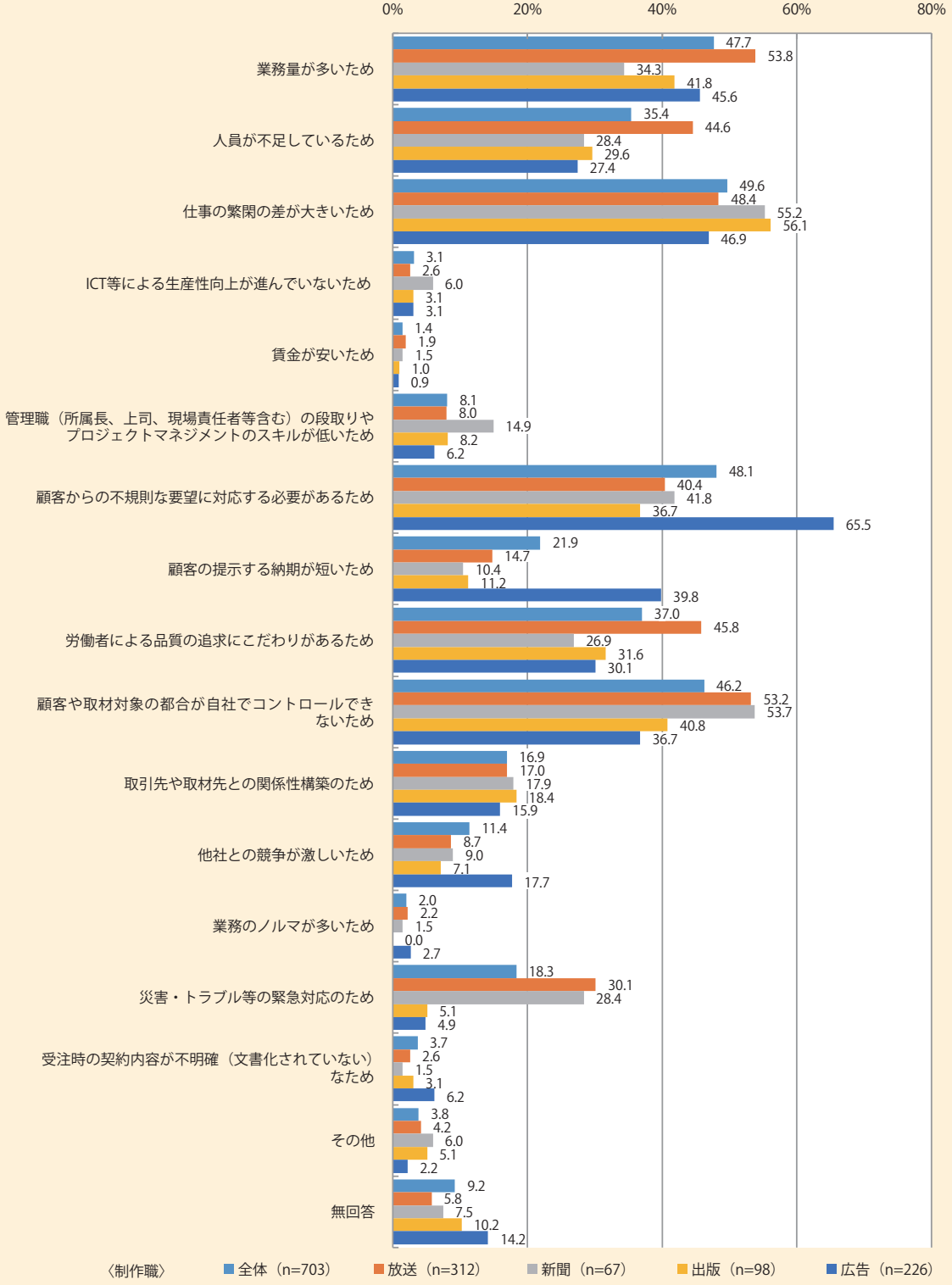

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（企業調査による営業職の所定外労働が生じる理由）

企業調査結果によると、営業職の所定外労働が生じる理由は、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため」（53.2％）が最も多く、次いで「業務量が多いため」（35.6％）、「仕事の繁閑の差が大きいため」（34.9％）であった。業種別にみると、すべての業種（新聞・広告・放送・出版）において、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため」が最も多かった（第 1-2-16 図）。

第 1-2-16 図　営業職の所定外労働が生じる理由（メディア業界・企業調査）

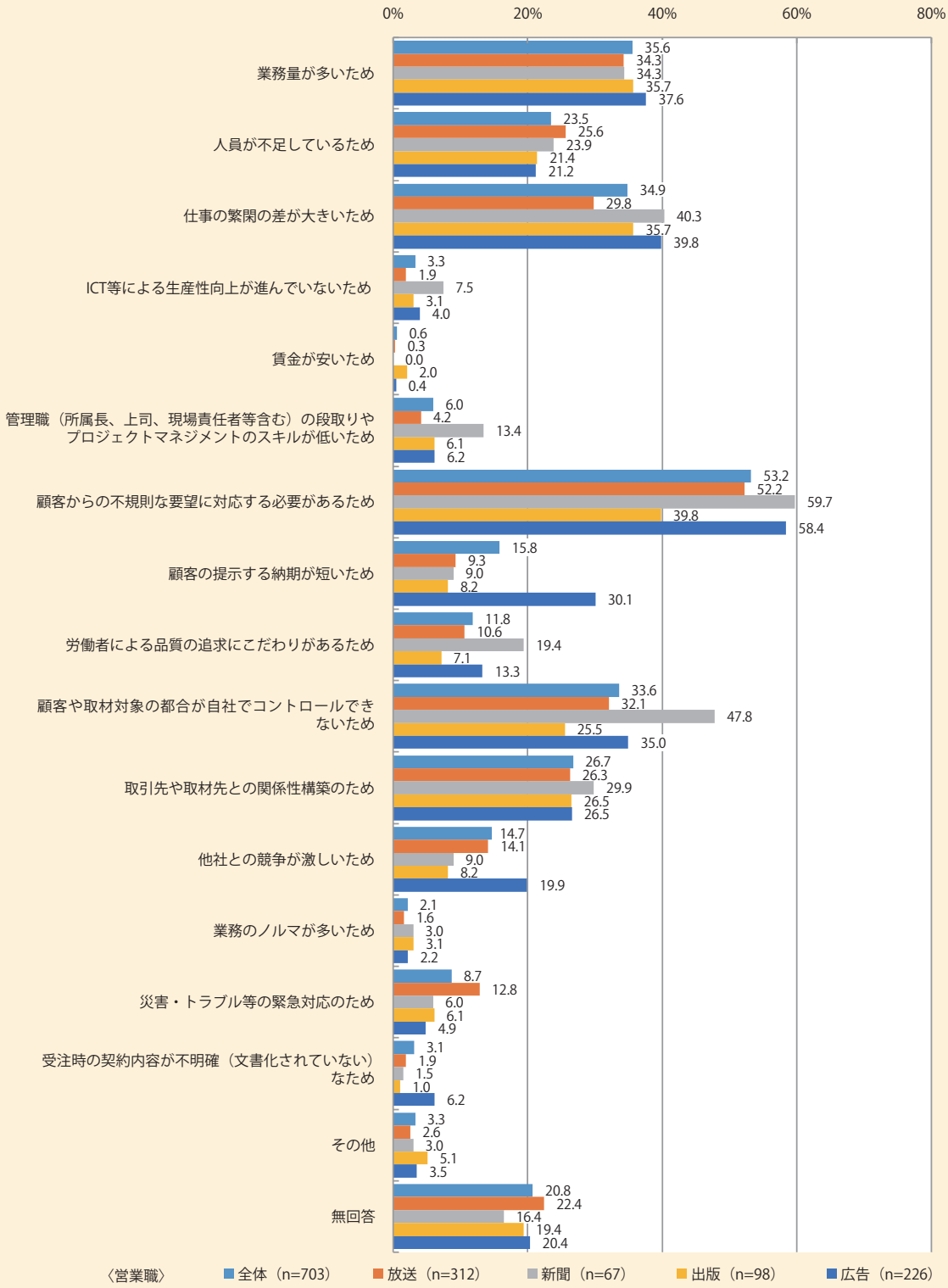

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（％）が 100 を超える。

（働き方に対する認識）

労働者調査結果によると、現状の働き方について、長時間労働であるかの認識は、「そう思う」（18.4％）と「ややそう思う」（35.9％）と回答した割合の合計は 54.3％であった。業種別にみると、放送でその割合が高く、出版でその割合が低かった（第 1-2-17 図）。

第 1-2-17 図　長時間労働に対する認識（メディア業界・労働者調査）

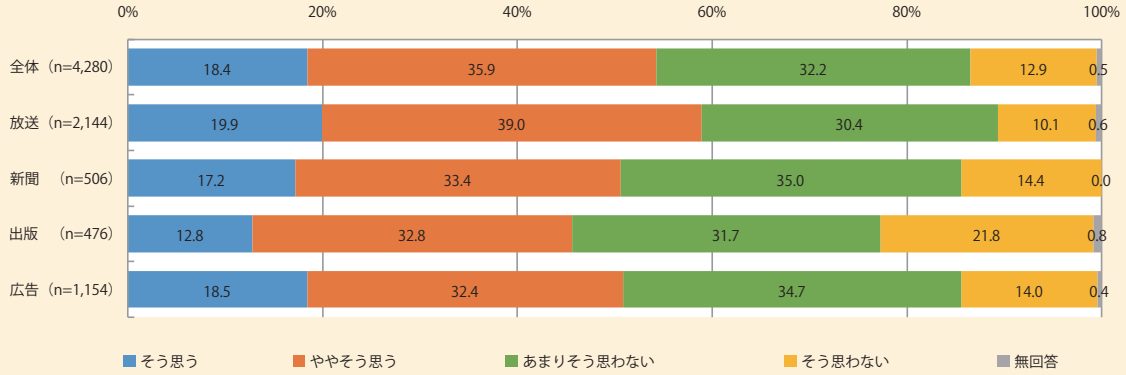

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

また、労働時間を短くしたいかの意向は、「そう思う」（34.5％）と「ややそう思う」（35.0％）と回答した割合の合計は 69.5％であった。業種別にみると、その割合は新聞で高く、出版で低かった（第 1-2-18 図）。

年次有給休暇の取得状況は、「概ね全て取得できている」と回答した割合は 11.5％であった。業種別にみると、特に放送で、他の業種（新聞、出版、広告）と比べその割合は低かった（第 1-2-19 図）。

第 1-2-18 図　労働時間を短くしたい意向（メディア業界・労働者調査）

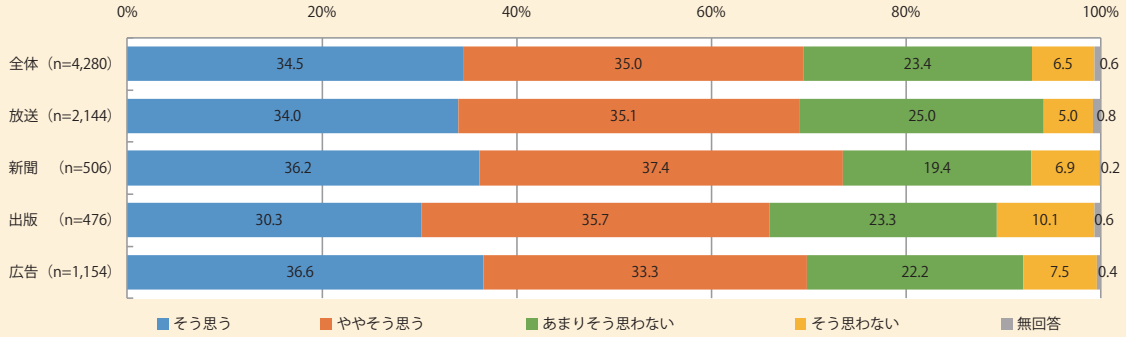

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-19 図　年次有給休暇の取得状況（メディア業界・労働者調査）

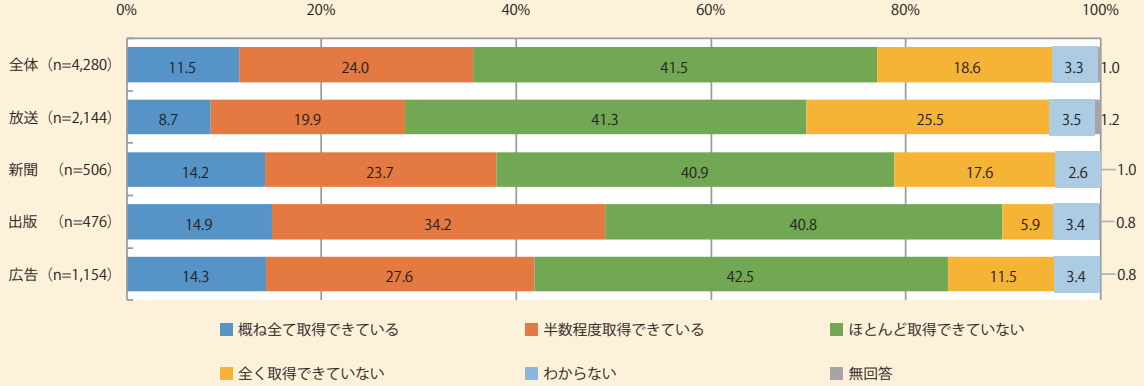

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（働き方の変化）

労働者調査結果によると、過去約１～２年前と比べた働き方の変化について、労働時間が「短くなった」と回答した割合は 33.5%であった。業種別にみると、広告において「短くなった」と回答した割合が他の業種（放送、新聞、出版）と比べ高かった。

また、休日・休暇の取得の変化について、休日・休暇が「取得しやすくなった」と回答した割合は 31.7%であった。業種別にみると、広告において「取得しやすくなった」と回答した割合が他の業種（放送、新聞、出版）と比べ高かった（第 1-2-20 図）。

第 1-2-20 図　過去約１～２年前と比べた働き方の変化（メディア業界・労働者調査）

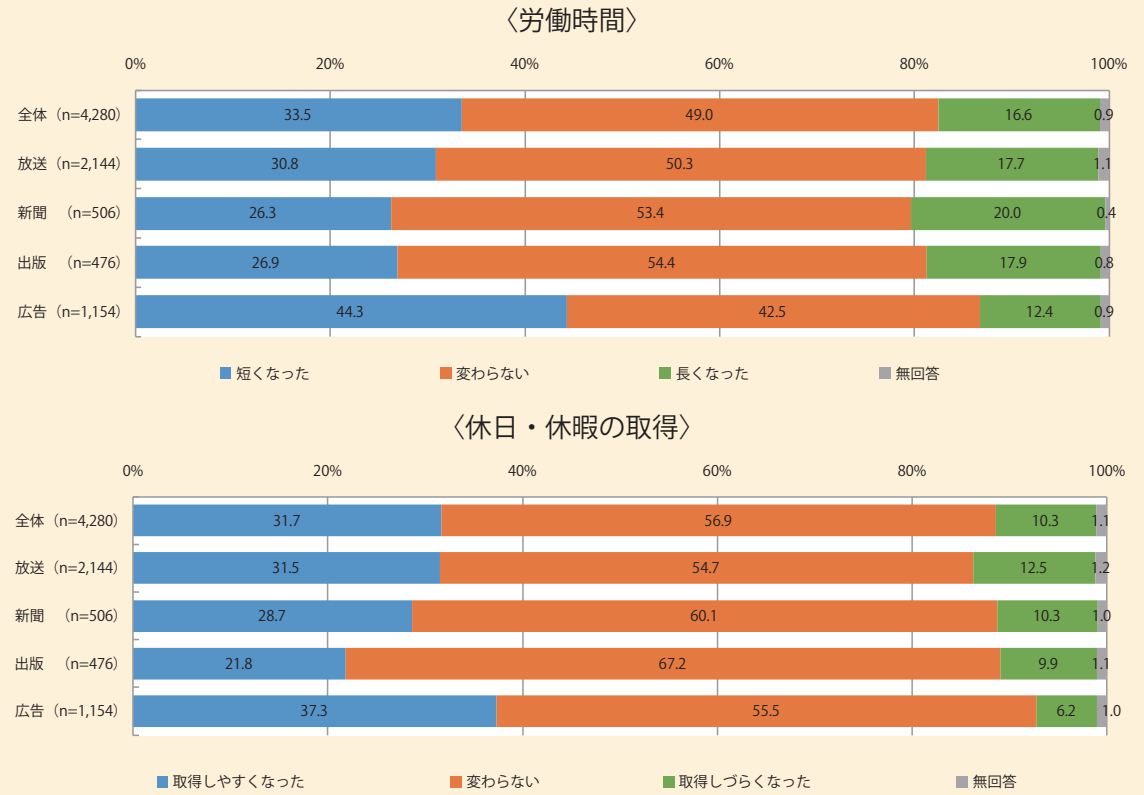

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（睡眠の状況）

労働者調査結果によると、平均的な睡眠時間について、「６時間未満」と回答した者が26.4％であった。業種別に見ると、広告において「６時間未満」と回答した割合が31.6％と他の業種（放送、新聞、出版）と比べ高かった（第 1-2-21 図）。

また、睡眠時間の充足状況について、「足りていない」（8.9%）、「どちらかといえば足りていない」（29.3%）と回答した割合の合計は 38.2％であった。業種別にみると、出版において「足りていない」、「どちらかとえいば足りていない」と回答した割合の合計が他の業種（放送、新聞、広告）に比べて高かった（第 1-2-22 図）。

第 1-2-21 図　平日１日あたりの平均的な睡眠時間（メディア業界・労働者調査）

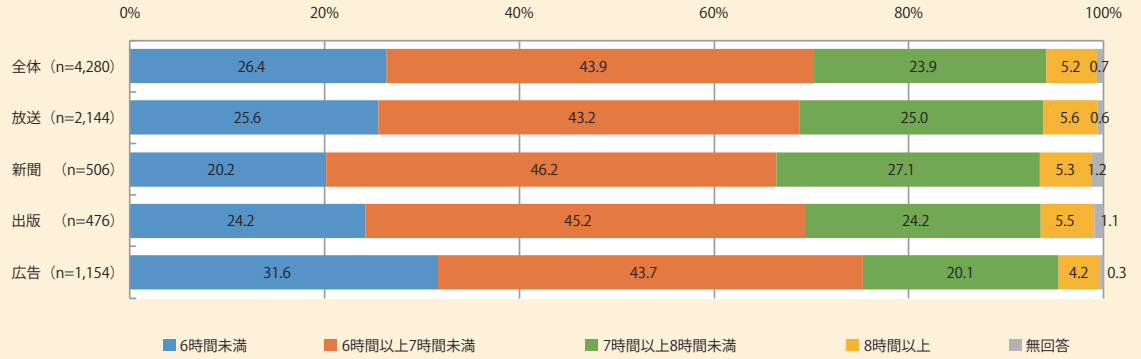

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-22 図　平日における睡眠の充足状況（メディア業界・労働者調査）

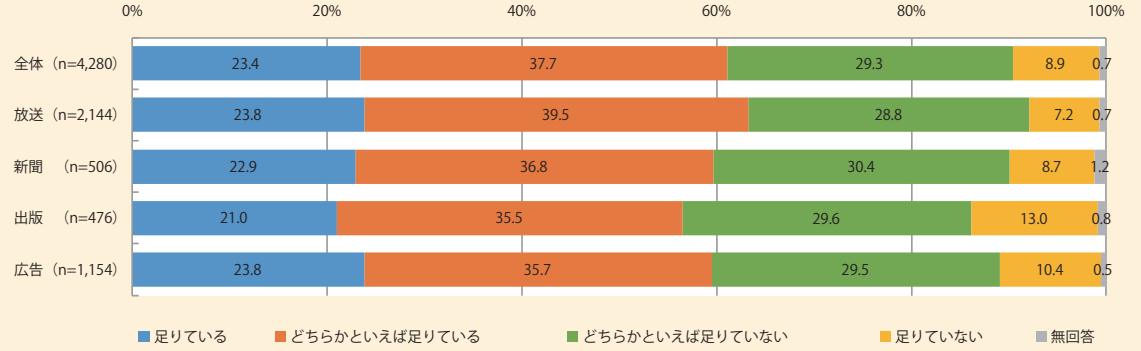

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（業務に関連したストレスや悩み）

労働者調査結果によると、業務に関するストレスや悩みの有無について、「ある（あった）」と回答した割合が 78.7％であった（第 1-2-23 図）。

第 1-2-23 図 業務に関するストレスや悩みの有無（メディア業界・労働者調査）

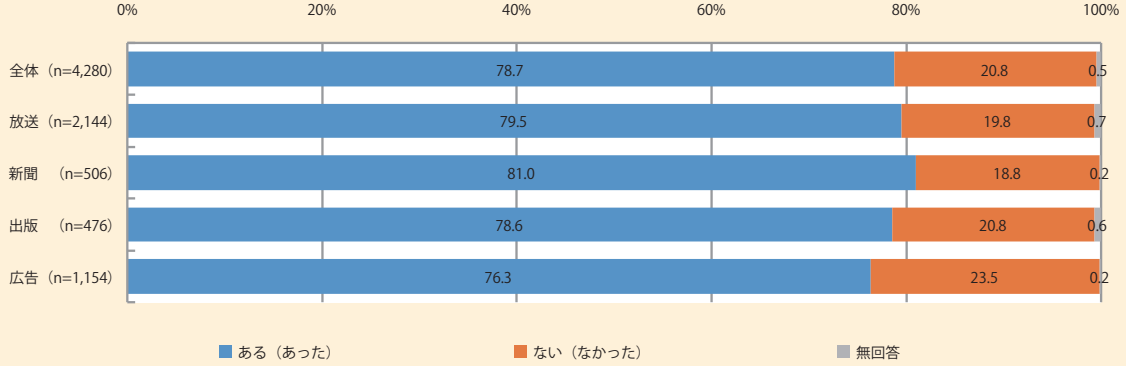

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

業務に関連したストレスや悩みが「ある（あった）」と回答した者について、その具体的な内容をみると、「業務量の多さ」（43.9%）が最も多く、次いで「職場の人間関係」（31.3%）、「要求される品質（クリエイティビティ）」（27.8%）であった。業種別にみると、広告で「顧客からの過度な要求」（29.1%）、「無理な納期設定」（26.2%）の割合が他の業種（放送、新聞、出版）と比べ高かった（第 1-2-24 図）。

第 1-2-24 図 業務に関するストレスや悩みの内容（メディア業界・労働者調査）

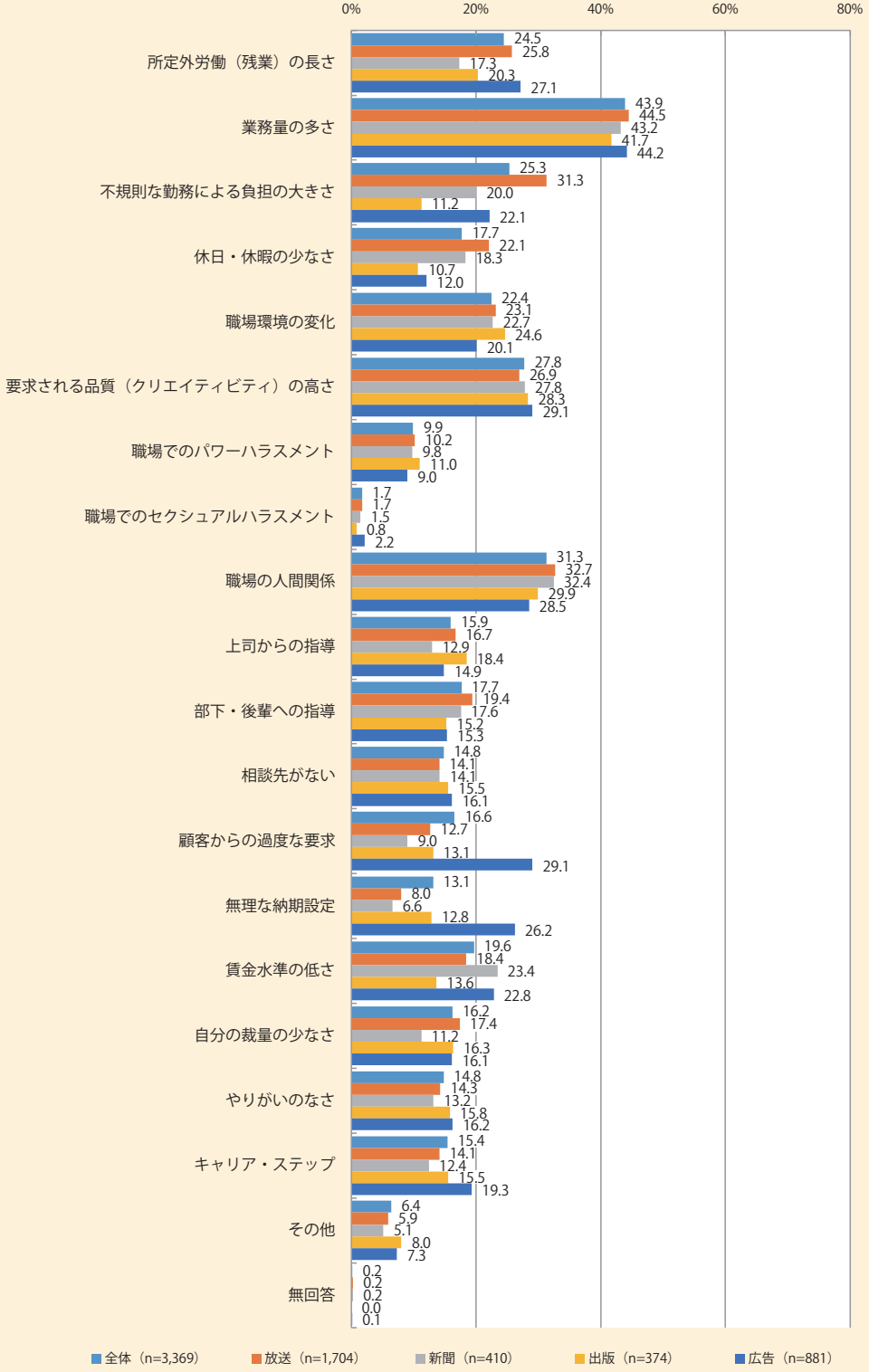

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（過重労働防止に向けた取組）

労働者調査結果によると、過重労働の防止に向けて必要だと感じる取組は、「人員を増やす」（61.9％）が最も多く、次いで「業務の分担や集約等の推進を行う」（51.3％）、「人材育成・能力開発により生産性の向上を図る」（47.6％）であった。業種別にみると、広告において「適切な期間や費用等の確保について発注元と協議、契約を行う」（44.9％）の割合が他の業種（放送、新聞、出版）と比べ高かった（第 1-2-25 図）。

第 1-2-25 図　過重労働の防止に向けて必要だと感じる取組（メディア業界・労働者調査）

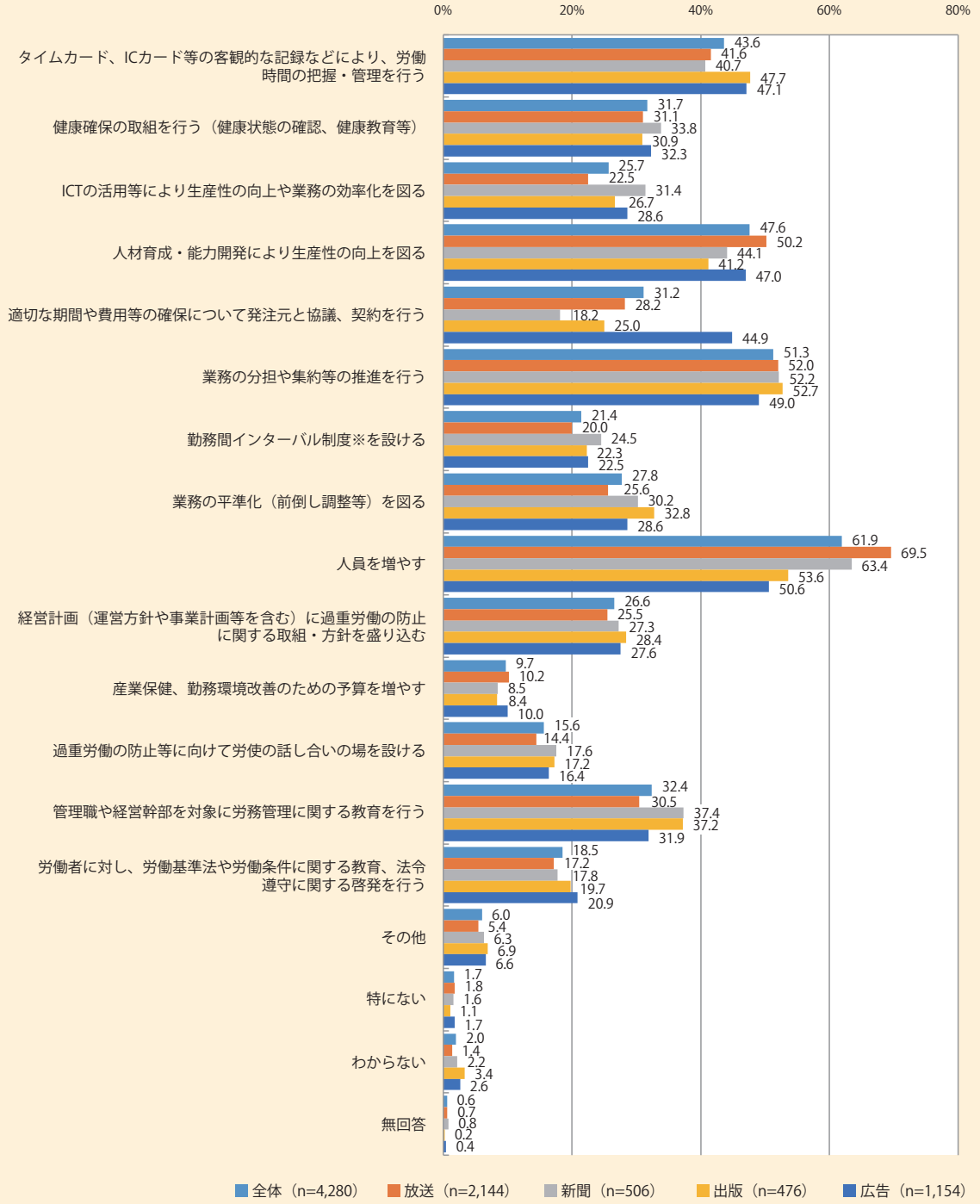

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（％）が 100 を超える。

企業調査結果によると、過重労働防止に向けて実施している取組は、「タイムカード、IC カード等の客観的な記録などにより、労働時間の把握・管理を推進している」（60.6％）が最も多く、次いで「健康確保の取組を推進している（健康状態の確認、健康教育等）」（53.5％）、「業務の分担や集約等を推進している」（51.1％）であった（第 1-2-26 図）。

企業調査結果によると、過重労働防止に向けた取組を実施するに当たっての課題は、「労働者間の業務の平準化が難しい」（51.2％）が最も多く、次いで「業界全体で取り組む必要がある」（34.3％）、「人員不足のための対策を取ることが難しい」（30.6％）であった（第 1-2-27 図）。

第 1-2-26 図　過重労働の防止に向けて実施している取組（複数回答）（メディア業界・企業調査）

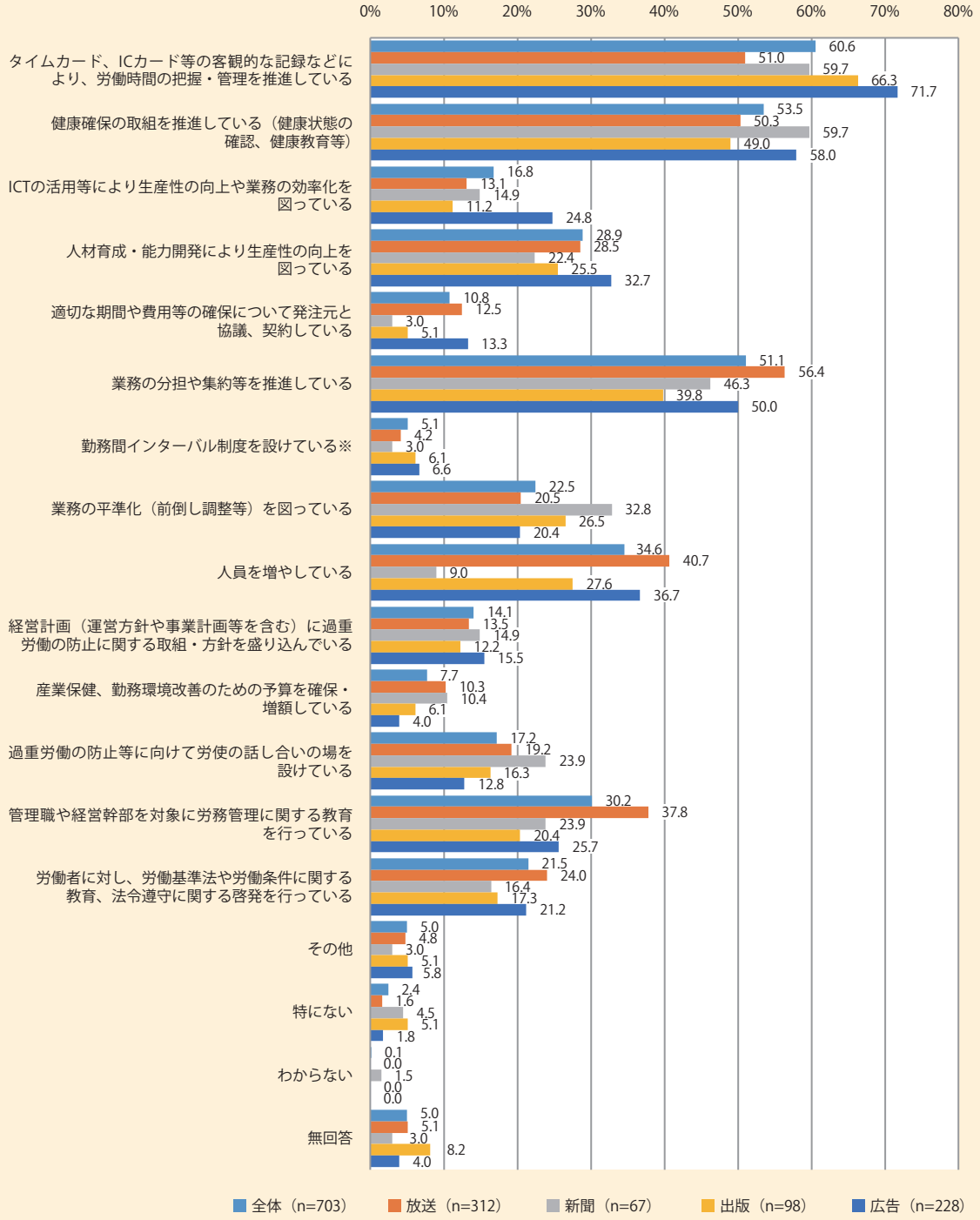

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（％）が 100 を超える。

第 1-2-27 図　過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題（メディア業界・企業調査）

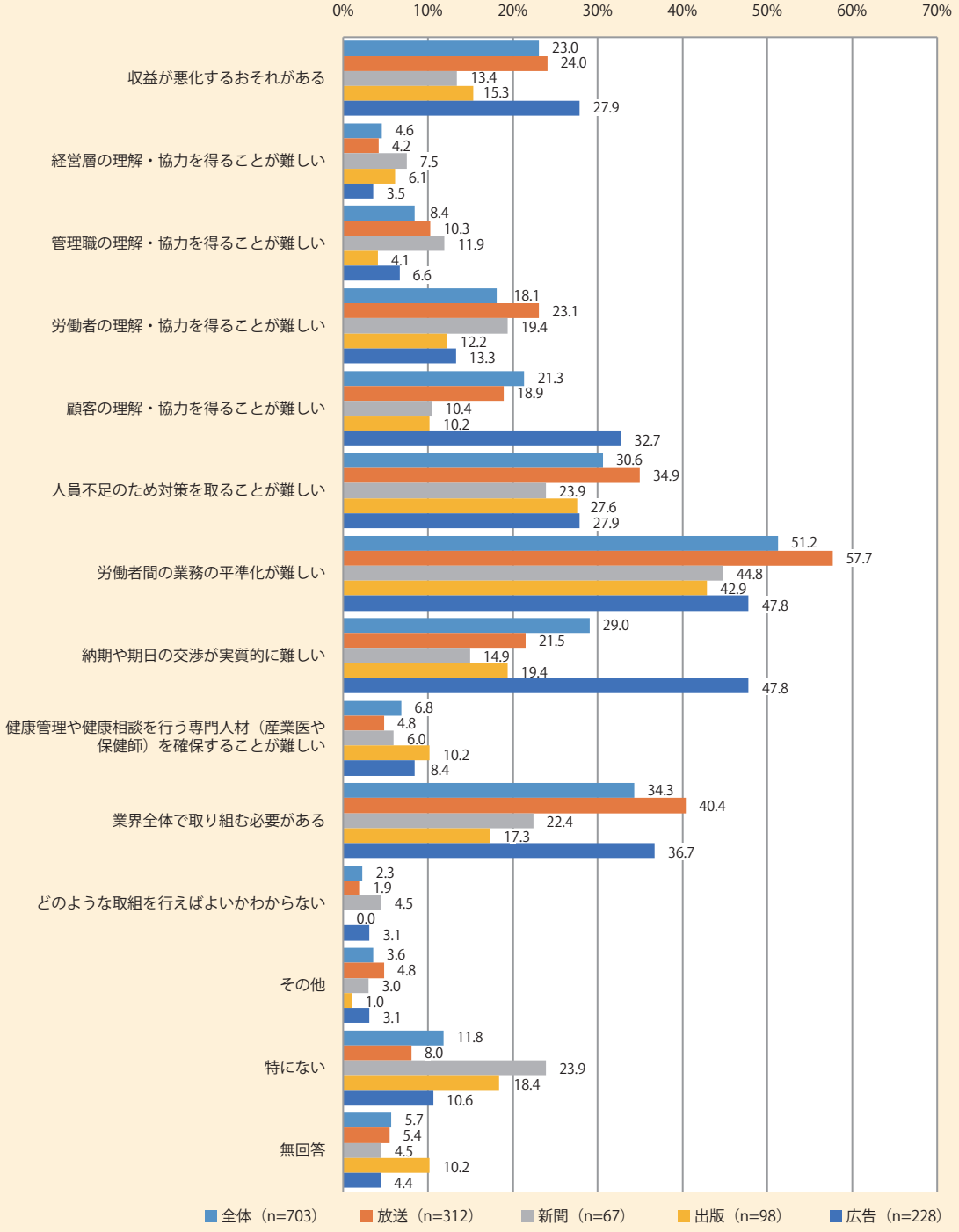

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（業種別・年齢階層別の労働時間等の状況）

比較的若い世代で精神障害の労災認定事案が多いことから、労働者調査の調査票を基に、業種別・年齢階層別に労働時間等の集計を行った。

集計結果をみると、1週間の労働時間については、平均的な時期（通常期）、最も忙しかった時期（繁忙期）ともに年齢階層別にみて特徴的な相違点は見られない（第1-2-28図、第1-2-29図）。また、休日の出勤回数についてみても、年代別にみて特徴的な相違点は見られない（第1-2-30図、第1-2-31図）。

一方で、疲労蓄積度[注10)]についてみると、若い年齢階層ほど高い傾向にある（第1-2-32図）。また、若い年齢階層ほど、業務に関するストレスや悩みを抱える労働者の割合も高い傾向にある（第1-2-33図）。

業務に関するストレスや悩みの内容については、若い年齢階層ほど、所定外労働（残業）の長さや業務量の多さ、不規則な勤務による負担の大きさと回答する割合が高くなっている（第1-2-34図）。

第1-2-28図　1週間の労働時間（平均的な時期（通常期））（メディア業界・労働者調査）

（時間）

業種	年齢階層			
	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代以上
放送（n=2144）	44.8	44.4	44.4	44.2
新聞（n=506）	43.3	43.3	45.0	39.8
出版（n=476）	42.8	40.8	40.3	42.6
広告（n=1154）	41.3	43.6	44.1	43.7

（資料出所）平成30年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第1-2-29図　1週間の労働時間（最も忙しかった時期（繁忙期））（メディア業界・労働者調査）

（時間）

業種	年齢階層			
	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代以上
放送（n=2144）	62.6	62.7	63.2	60.0
新聞（n=506）	57.4	56.9	57.5	48.8
出版（n=476）	55.8	52.7	52.7	54.2
広告（n=1154）	55.2	59.0	60.0	56.6

（資料出所）平成30年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

注10）疲労蓄積度は、厚生労働省が平成16年に公表した「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」により算出したもの。点数が高いほど仕事による負担度が高く、仕事による負担度は「0～1点」で低い、「2～3点」でやや高い、「4～5点」で高い、「6～7点」で非常に高いと判定される。

第 1-2-30 図　1ヶ月における休日出勤回数（平均的な時期（通常期））（メディア業界・労働者調査）

（回数）

業種	年齢階層			
	20 歳代以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代以上
放送（n=2144）	1.6	1.6	1.8	1.4
新聞（n=506）	1.3	1.5	1.5	0.9
出版（n=476）	0.5	0.5	0.6	0.7
広告（n=1154）	0.6	0.5	0.7	0.7

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-31 図　一か月における休日出勤回数（最も忙しかった時期（繁忙期））（メディア業界・労働者調査）

（回数）

業種	年齢階層			
	20 歳代以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代以上
放送（n=2144）	3.6	3.6	3.7	3.5
新聞（n=506）	2.6	2.7	2.8	1.9
出版（n=476）	1.7	1.8	2.0	1.9
広告（n=1154）	2.2	2.2	2.7	2.5

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-32 図　疲労蓄積度（メディア業界・労働者調査）

（点）

業種	年齢階層			
	20 歳代以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代以上
放送（n=2144）	2.6	2.2	2.2	1.6
新聞（n=506）	2.3	2.2	1.6	1.4
出版（n=476）	1.8	1.6	1.8	1.5
広告（n=1154）	2.0	1.8	1.8	1.5

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-33 図 業務に関するストレスや悩みの有無（メディア業界・労働者調査）

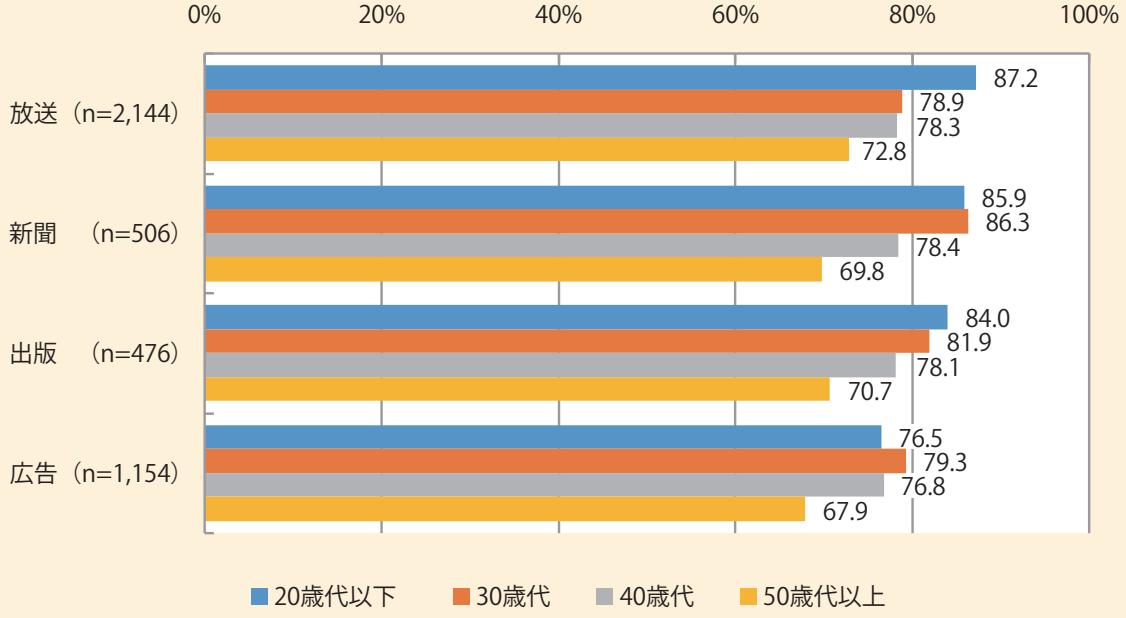

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成
（注）割合（%）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-34 図 業務に関するストレスや悩みの内容（広告・出版）（労働者調査）

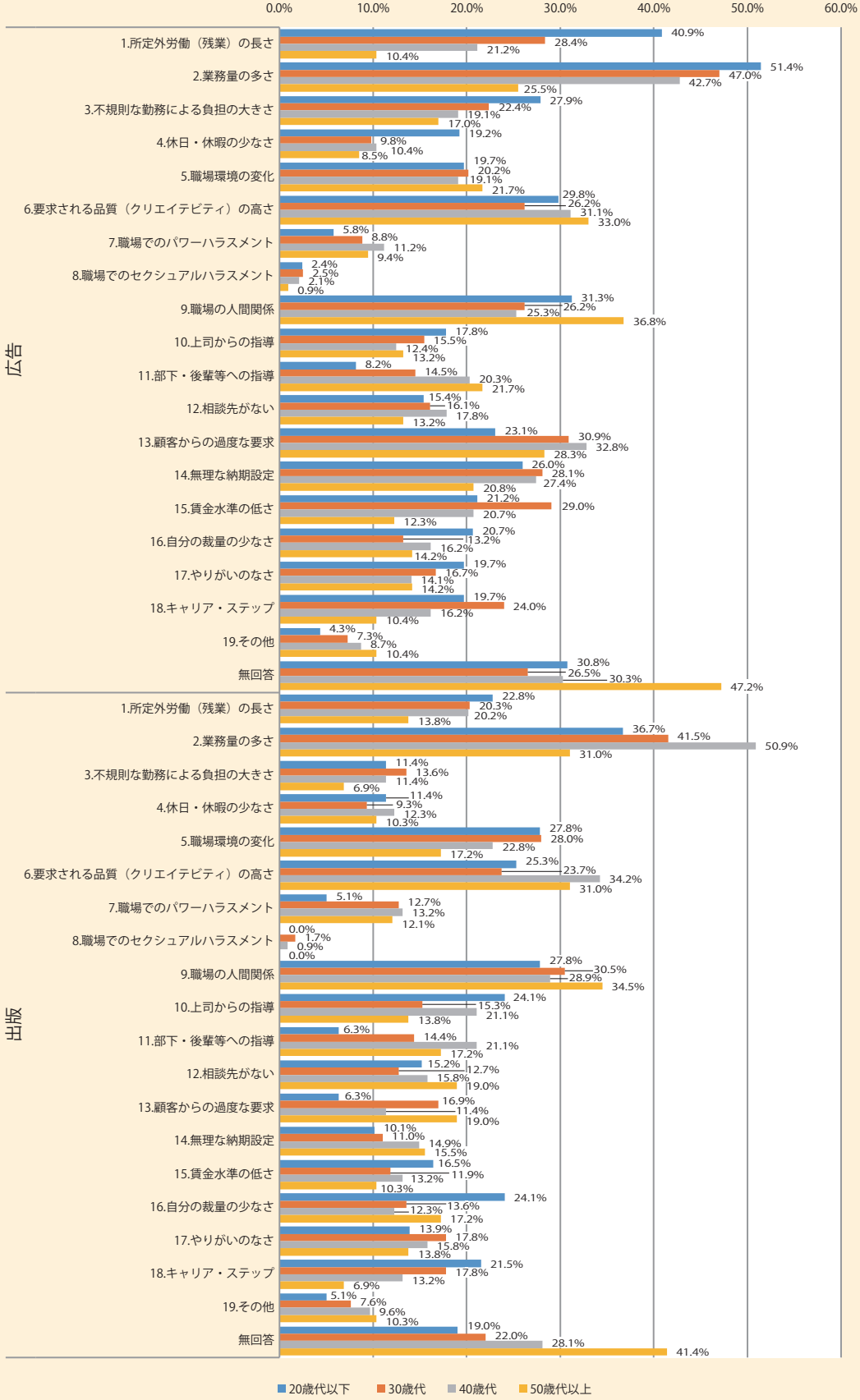

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成

（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

第 1-2-34 図 業務に関するストレスや悩みの内容（新聞・放送）（労働者調査）

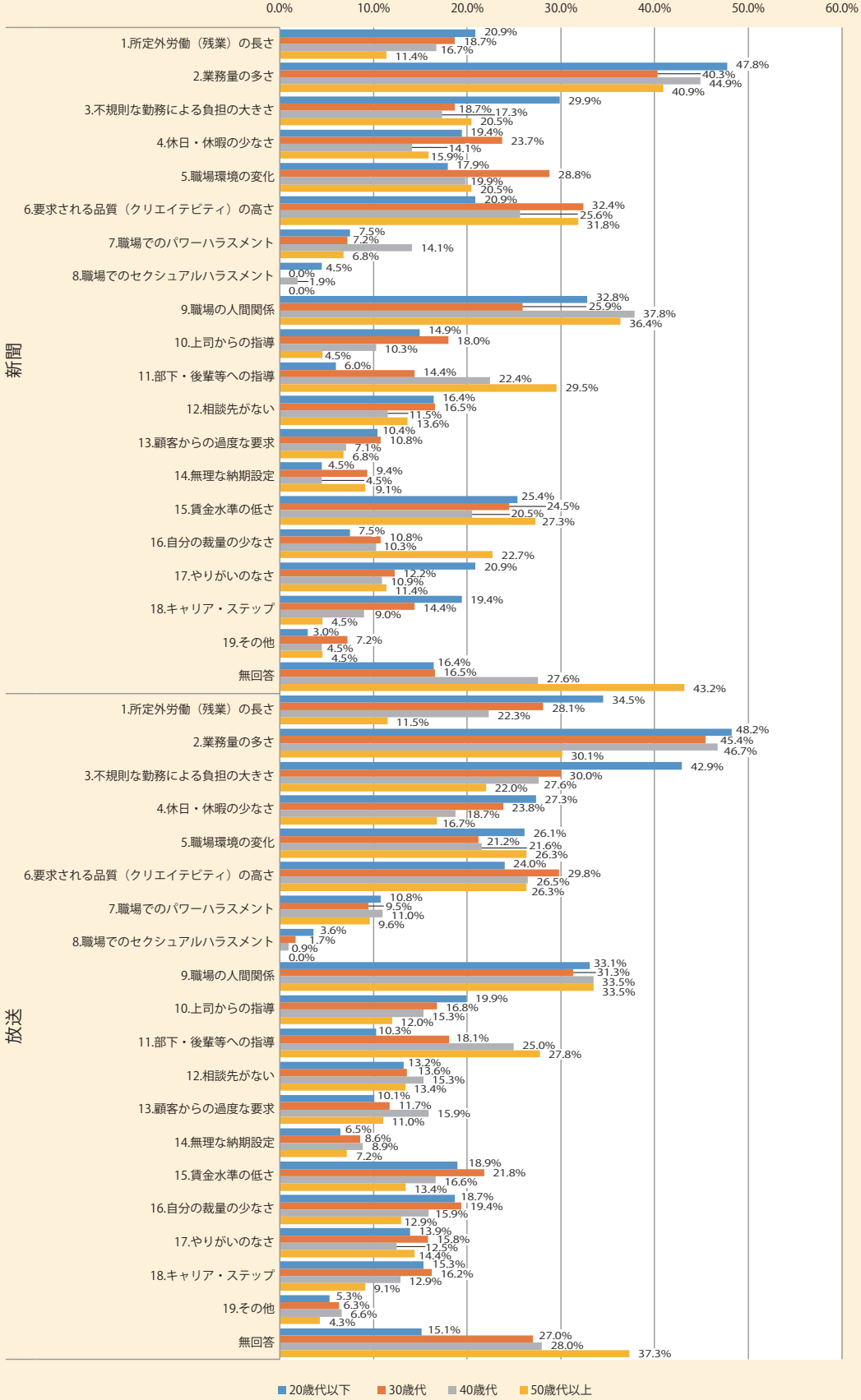

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の調査データーを基に厚生労働省作成
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（フリーランス）

企業調査結果によると、フリーランスを活用している割合は 36.2％（「非常に活用している」（6.3％）、「よく活用している」（29.9％）の合計）であった。業種別にみると、放送で活用している割合が高く、新聞ではその割合が低かった（第 1-2-35 図）。

企業の従業員（正規社員数）規模別にみると、規模が小さい企業ほど、「非常に活用している」割合が高い傾向にあった（第 1-2-36 図）。

また、フリーランス調査結果によると、主な取引企業の業種は、「放送」（67.5％）が最も多く、次いで「広告」（21.4％）、「出版」（9.1％）であった（第 1-2-37 図）。

第 1-2-35 図　フリーランスの活用状況（メディア業界・企業調査）

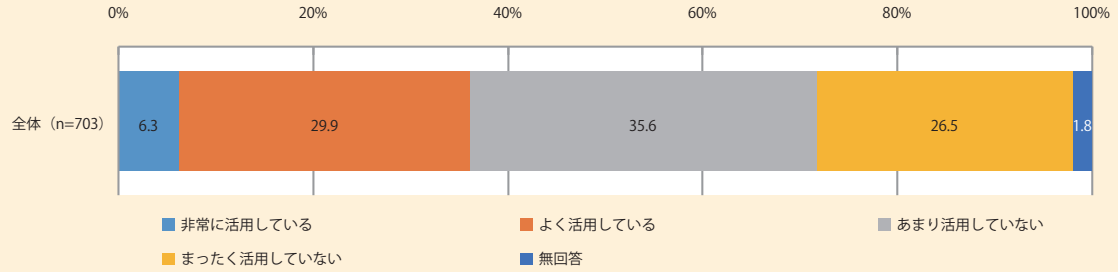

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-36 図　フリーランスの活用状況（従業員規模別）（メディア業界・企業調査）

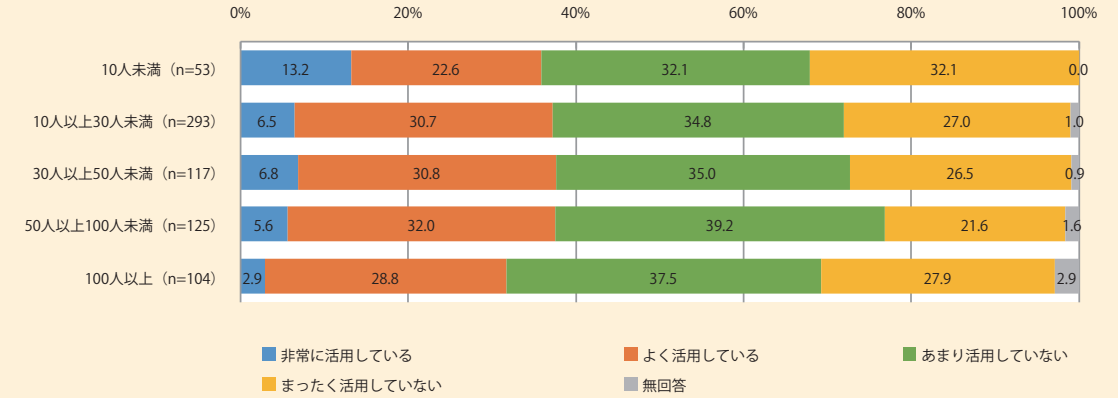

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

第 1-2-37 図　主な取引企業の業種（メディア業界・フリーランス調査）

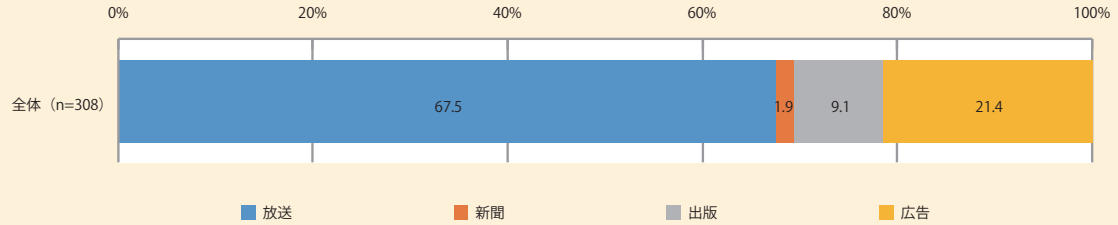

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）割合（％）については四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

（フリーランスの仕事の進め方）

フリーランス調査結果によると、仕事の進め方について、「基本的な仕事の進め方について取引先の同意を得れば、ほとんど自分で決めることができる」（40.6％）が最も多く、次いで「取引先への定期的な報告は必要であるが、基本的に自分で決めることができる」（33.8％）であった（第 1-2-38 図）。

第 1-2-38 図　仕事の進め方（メディア業界・フリーランス調査）

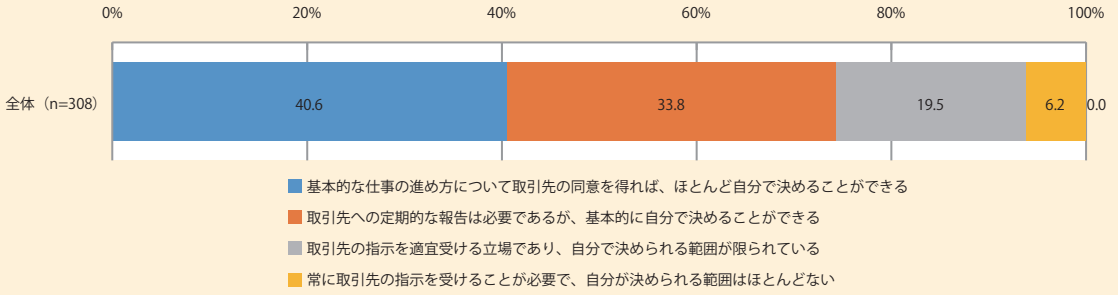

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（％）が 100 を超える。

（フリーランスの業務が長時間となる要因）

フリーランス調査結果によると、業務が長時間となる要因について、「業務量が多いため」（47.1％）が最も多く、次いで「品質への追求にこだわりがあるため」（41.2％）、「仕事の繁閑の差が大きいため」（30.5％）であった（第 1-2-39 図）。

第 1-2-39 図 業務が長時間となる要因（メディア業界・フリーランス調査）

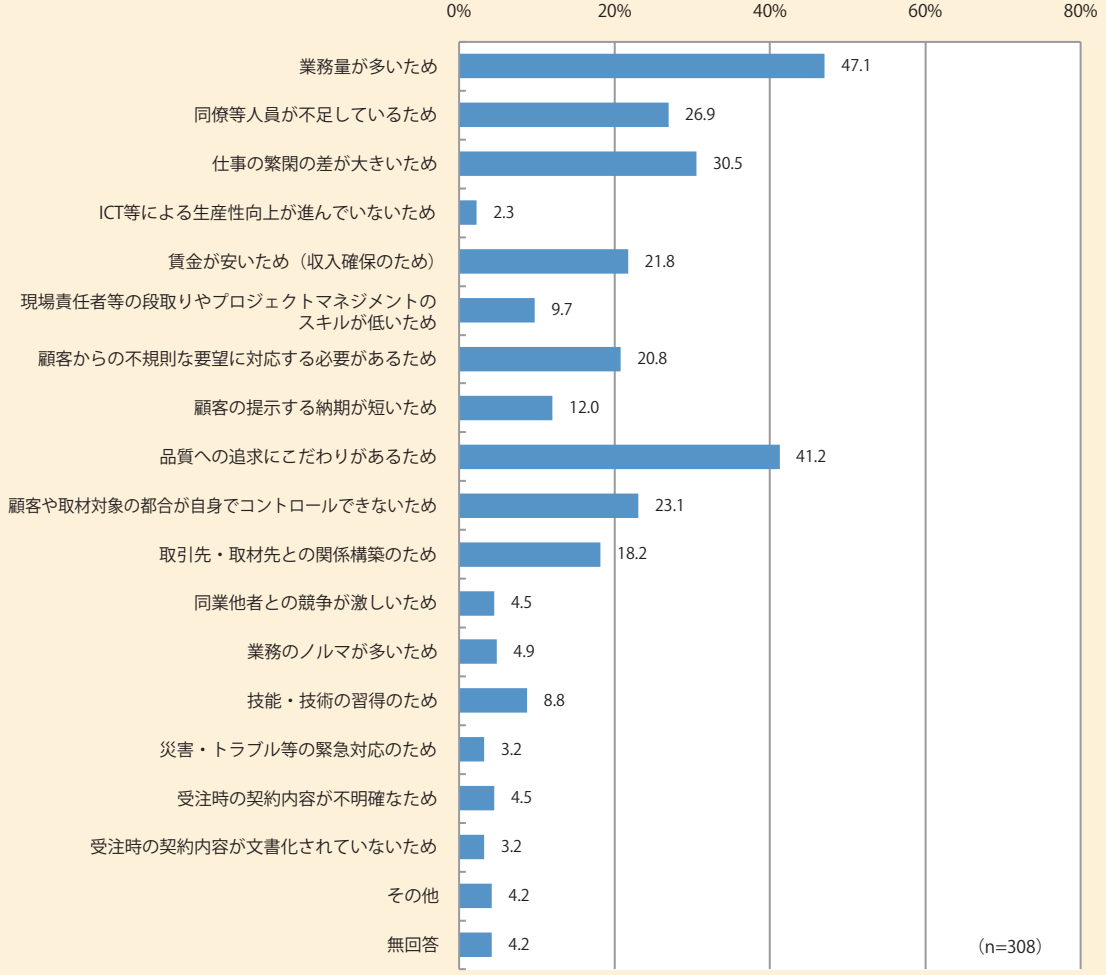

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（フリーランスの働き方の課題）

フリーランス調査結果によると、フリーランスの働き方の課題について、「収入が低い」（49.0%）が最も多く、次いで「社会的信用を得るのが難しい」（47.7%）、「経理などの庶務的な作業が煩雑」（39.3%）であった（第 1-2-40 図）。

第 1-2-40 図 フリーランスの働き方の課題（メディア業界・フリーランス調査）

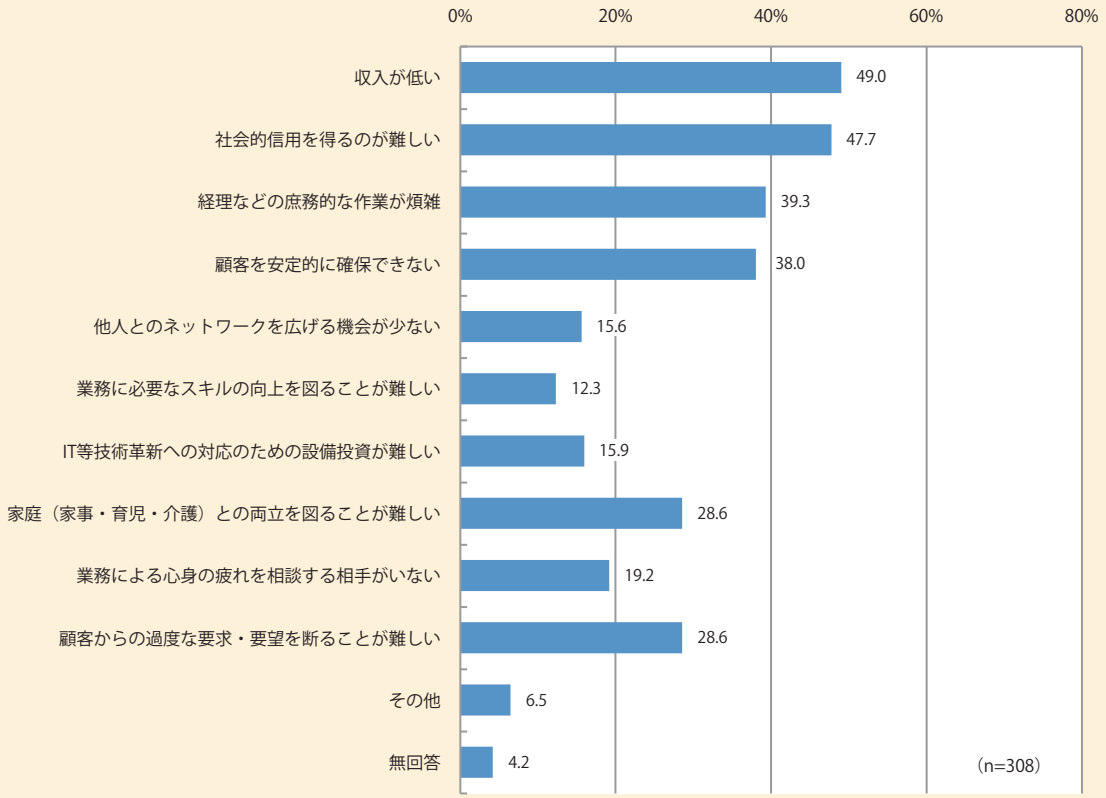

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（フリーランスの業務に関するストレスや悩みの内容）

フリーランス調査結果によると、業務に関連するストレスや悩みの有無について、「ある（あった）」と回答した割合が 68.8%であった。

業務に関連したストレスや悩みが「ある（あった）」と回答した者について、その具体的な内容をみると、「業務量の多さ」（37.7%）が最も多く、次いで「不規則な勤務による負担の大きさ」（32.5%）、「報酬額の低さ」（32.1%）であった（第 1-2-41 図）。

第 1-2-41 図 業務に関するストレスや悩みの内容（メディア業界・フリーランス調査）

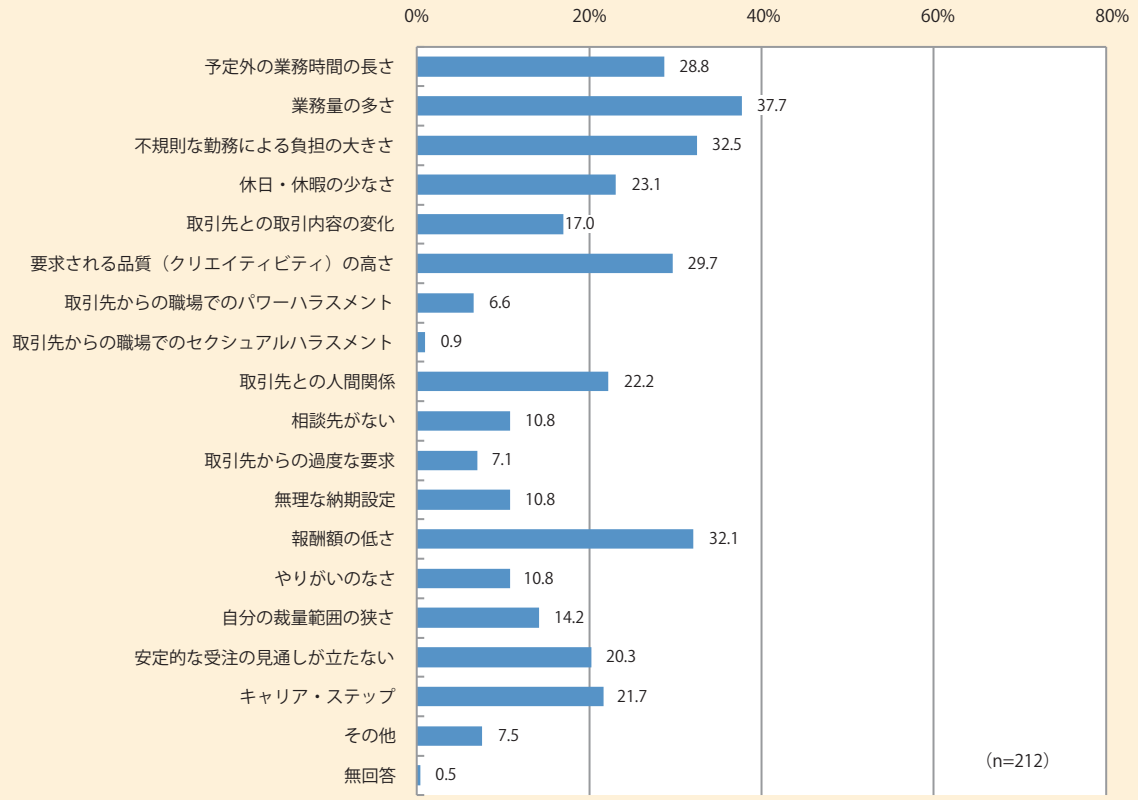

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

（フリーランスの過重労働防止に向けた取組）

フリーランス調査結果によると、フリーランスの過重労働防止に向けて企業や業界において必要だと感じる取組について、「適切な納期や費用等を設定するための取引先との協議を行う」（44.5%）が最も多く、次いで「発注業務のマネジメントを行うための体制を整備する」（33.1%）、「取引相手との契約内容（納期やトラブル時の対応など）を書面により明確化する」（33.1%）であった（第 1-2-42 図）。

第 1-2-42 図 過重労働の防止に向けて必要だと感じる取組（メディア業界・フリーランス調査）

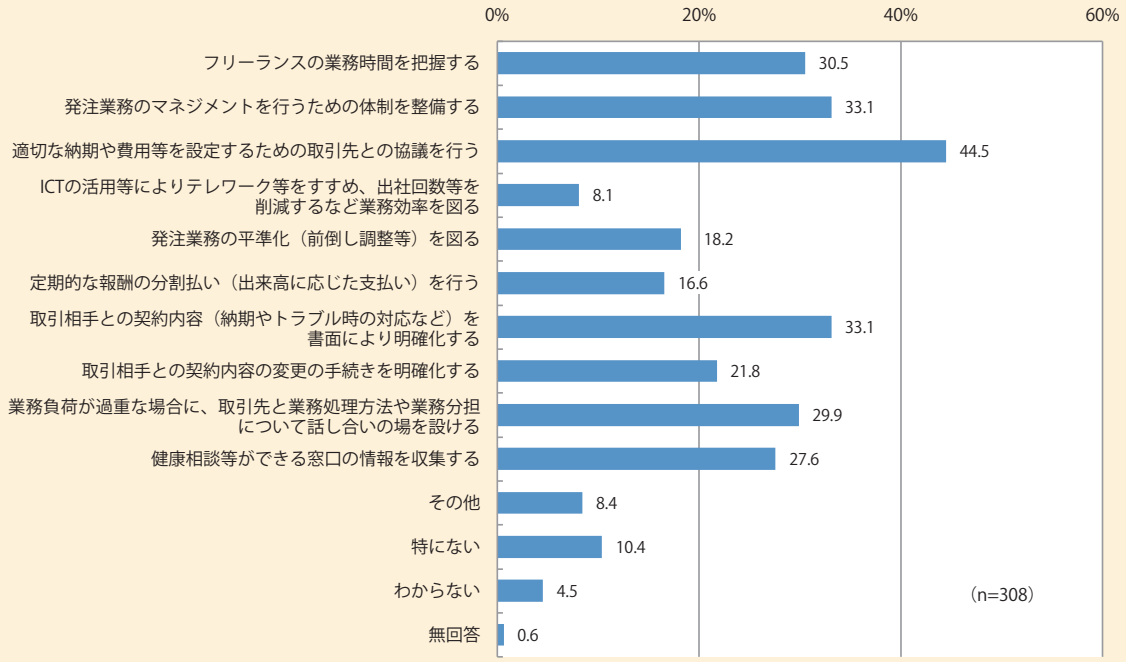

（資料出所）平成 30 年度厚生労働省委託（みずほ情報総研株式会社）「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」
（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が 100 を超える。

ウ　まとめ

精神障害事案について、20 歳代から 30 歳代の若い世代が多く、特に自殺事案では全て 20 歳代であった。

業種別にみると、広告業、放送業が多く、職種別では、営業、メディア制作、デザイナーが多くなっている。

その発症に関与したと考えられるストレス要因（具体的出来事）は、長時間労働に関連するものが多く、そのほかに、仕事の量・質や対人関係に関するものが多い。

脳・心臓疾患事案を労災認定要因別にみると、全て「長期間の過重業務」であった。脳・心臓疾患事案を年齢階層別にみると、40 歳代が最も多く、次いで 30 歳代であった。

労働者を対象としたアンケート結果によると、労働者の業務に関連するストレスや悩みの内容は、業務量の多さ、職場の人間関係、要求される品質の高さが多い。広告では、顧客からの過度な要求が多い。また、労働者が過重労働防止に向けて必要だと感じる取組は、人員を増やす、業務の分担や集約等の推進を行う、人材育成・能力開発により生産性の向上を図るが多い。

さらに、企業を対象としたアンケート結果によると、過重労働の防止に向けた取組を実施するに当たっての課題は、労働者間の業務の平準化が難しい、業界全体で取り組む必要があるが多い。

また、企業アンケート結果によると、労働時間の把握方法について、タイムカード、IC カード等の記録を基に確認」する割合が約 5 割以下であるが、特に、企業の従業員（正規社員数）規模別にみると、100 人以上の規模の大きい企業が他の規模の企業と比べて最も割合が低かった。

これらのことから、メディア業界においては、労災認定事案における脳・心臓疾患及び精神障害の発症に係る要因として最も多い長時間労働を削減することが重要となって

おり、長時間労働の削減のためには、客観的な記録による労働時間の適正な把握を始めとする各企業における取組を進めるとともに、特に、顧客からの過度な要求が労働者のストレスとなっていることや、企業においても業界全体で取り組む必要があると考える割合が高いことから、メディア業界と取引先との間の取引環境の改善に向けた取組が重要であると考えられる。

また、メディア業界の精神障害の労災認定事案では、特に若年者の事例が多い。さらに、労働者に対するアンケート結果では、若年層で仕事による疲労蓄積度が高くなっており、若年層の仕事によるストレスについては、特に所定外労働（残業）の長さや業務量の多さ、不規則勤務による負担の大きさを挙げる割合が高くなっていることから、これらのストレスの軽減や適切な対処が重要となっている。このため、ストレスチェックを行い、労働者本人にストレスの状況の気づきを促すとともに、企業は集団分析結果を活用することにより、労働者のストレス軽減に向けて職場環境改善に繋げていくとともに、特に若年層を対象としたセルフケアやラインによるケアが重要であると考えられる。